

平成24年7月18日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

2. 欠席議員

4番 山口裕子

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
技		監	松	尾		定
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
営	業	部	森		孝	畑
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛

議 事 日 程 第 1 号

7月18日（水）10時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	市長の提案事項に関する説明
日程第4	第60号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について
日程第5	第61号議案 財産の取得について
日程第6	第62号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第4回）
日程第7	第63号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第5回）

開 会 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまより平成24年7月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第60号議案から第63号議案までの4議案を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉川議会運営委員長

○議会運営委員長（吉川里己君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成24年7月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がございましたので、11日と本日、議会運営委員会を開催いたしまして、協議をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長からの諮問は、第1. 会期及び会期日程、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の可否について、以上2項目でございます。

今回の臨時会におきましては事件議案2件、補正予算議案2件、計4件でございます。

審査の結果、議案の審議につきましては議案番号順に審査を行い、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略して、即決して差し支えない旨意見の一致を見たとところでございます。

以上のことから、会期につきましては本日18日の1日間が適当である旨、決定をしたところでございます。

以上、議長からの諮問に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日18日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日18日の1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、2番山口等議員、5番山口良広議員、25番平野議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

市長より追加議案等もございまして、一部追加の申し出がっておりますので、これを許可いたしております。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成24年7月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要を御説明申し上げます。

このたびの7月13日から14日にかけての九州北部豪雨につきましては、武雄市においても土砂災害、床上、床下浸水の被害をもたらしたところであります。この大雨に際し、災害情報連絡室を直ちに設置し、地域住民の方々や関係機関との連携を図りながら対応いたしましたところであります。被害に遭われた市民の皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

また、地元区長、消防団員の皆さん及び災害協定を結んでおります武雄市建設業協会の皆様の御協力により、被害を最小限に抑えることができました。この場をかりて、感謝申し上げます。

この大雨被害の公共土木施設や農地、農業用施設の災害復旧に要する必要な経費につきましては、早急な復旧を行うため、付議事件の追加として、一般会計補正予算（第5回）をお願いしております。

さて、今回は、追加をお願いいたしました一般会計補正予算（第5回）を含め、事件議案2件と一般会計補正予算2件を提案しております。

武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定につきましては、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定したく、議会の議決をお願いいたします。

財産の取得につきましては、土地の取得について議会の議決をお願いするものであります。

一般会計補正予算（第4回）については、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定

に伴う債務負担行為等をお願いしております。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際に十分補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議を開始いたします。

日程第4 第60号議案

日程第4. 第60号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

〔8番「議長、議事進行」〕

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）

議長へお尋ねします。

7月10日に議案研究のため、資料を担当課に要求しましたところ、担当課は議会事務局へ出すようにということでございましたので、議会事務局へ11項目の要求をいたしました。そのうち、3項目が返ってまいりました。あとの未提出の項目を出すように指示してもらいたいと思います。もし、出されない場合は、その理由をお願いします。（発言する者あり）

いや、議長としてちょっとお願いします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

資料提出については、事務局を通じて承っております。担当部、担当課につきましては、出せる資料についてはもう全て出してくれという要望をしております。多分全部出なかったのは、出せなかった、用意ができなかった、そういったものも含んでいるんじゃないかなあと考えております。出せる分については出してくれと、そういう指示はいたしております。また、議運の中においてもいろいろ御協議をいただいております。

以上です。

〔25番「議長、議事進行」〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

ただいま資料提出について議事進行がありましたけれども、出せるものについては全て出してくれというふうに執行部に議長名で出しているということですね。私も11日の議会運営委員会で数項目にわたって審議に必要な資料の要求をしております。結局、議会事務局に言ってくれと。出てきた資料は、CCC本舗が出した事業計画、この1つなんですね。さっき石丸議員も言われたように、要求しているのは七、八項目ありますよ。きょう1日の会期の

中で、具体的に議案審議を進めていく上で出せるものは全て出してくれと、議長が間に合わなかったと。間に合わなくて議案審議ができるのかと。中身は議案審議のとき言いますけれども、間に合わなかったというのはどういうことなんですかね。もう一回議長の見解を聞いておきたいと。

そしてまた、もう一つは、議案審議を進めていく上で、議会事務局や、あるいは議長を通じないと担当部に直接資料要求できないのかと、そういうことになりかねませんので、その点は出せるもの、出せないものが議長の判断でできるんですか。その点、答弁をお願いします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてお答えいたします。

出せるものは出してくれという要望はしております。しかし、要望したものが全て出されるとは、私も考えておりません。執行部も執行部の事情があると思います。ですから、議員から要望があった分は、出せるものは出してくれと。しかし、あなたたちが資料要求をされても、間に合わない部分もあるわけですよね。いろんな資料集めとかなんとか、特に庁舎内でいろんな行事計画をしている分は出せると思いますけれども、急遽、こういった臨時議会等に諮る議案等についての資料というものは、特に配慮が必要な資料も出てくると思います。そういったことで、出せるもの、出せないもの、間に合わないもの、そういったものが出てくると思います。

以上です。

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

資料要求を議長を通してやると、これは当たり前の話ですよ。だから、資料要求したのが全て出てくるか、これはわからない。だから、質疑をする中で執行部に聞いて、出なかったのは、出ないのは誰でも聞いていてわかりますよね。膨大な資料で、むちゃくちゃ言われても通りませんし、それはやっぱり質疑の中で、私はこれの資料を要求していたから、この分については答えてほしいと言えば済む話かも知りませんから、ぜひ質疑に入っていて、資料要求が単なる資料集めにならないように、我々は審議するのが主ですので、ぜひそこに入りたいと思いますけれども、お願いいたします。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございます。私も統一した見解を持っております。

議事を進めます。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第60号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

この議案は、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間といたしております。

これまでの経過について申し上げます。

6月議会において、武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議決いただきました。これを受けて、図書館の指定管理候補者の選定に向けて業務を進めてまいりましたが、指定管理候補者は武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、教育委員会で選定したものであります。

この教育委員会につきましては、7月10日に開催をいたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第60号議案に対する質疑を開始いたします。

本議案については、2議員より質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許可いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、5項目について通告をいたしております。

通告するのは初めてなんです。今まではその場で大体できるということでございましてけれども、なぜ通告をしたかといいますと、非常に複雑、多岐にわたっているということから、事前にやっぱり資料要求をしてもよかった。しかし、資料要求するよりも、私はこういうことを聞きたい。だから、これに合う資料を見て答弁してくださいということで事前に出しておりますので、通告順に従って質問してまいりたいと思います。

まず最初は、実は佐賀市で図書館運営について市民と職員さんの意見交換会の様子が新聞に載っていたんですね。それは、佐賀市民が20人、要望や提案を出されたという記事が載っております。これによりますと、いろいろやる中で、こう書いてあるんですね。「中には」ということで書いてありますけれども、指定管理者に委託して開館日数をふやす武雄市の案に触れて、結局、武雄市がすばらしいことをやっているんだと。しかし、これは指定管理者制度でやっている。自分のところは、直営でできないかという話をされているんですね。非常に両論分かれて、よくインターネットで流れれば、皆さんが一番欲しいところなんですね。佐賀市も一生懸命これから頑張られると思うんですね。うちも頑張らなきゃならないと

ということですがけれども、全国に先駆けて、佐賀市がうちと同じサービスを、開館日数をふやす、あるいはまた、時間を延長する、さらには経費を削減する、こういうことが直営でも対応できる、そういう実績をつくってほしいということで佐賀市が始められたね。要望がある。恐らく佐賀市もこれで取り組まれると思いますよ。

それで、ぜひともお伺いしたかったのは、こういうことによって、直営であれば、これは通告しておりましたけれども、人件費、あるいは光熱水費、私は当然アップすると思うんですね。だから、今、武雄市の場合は、もしこのCCCですか、言われるように年中無休、そして4時間延長、そういうことをすれば、人件費が——単純計算で結構ですよ。業務は、資料館は外して結構です。単純に人件費が幾らアップするのか、あるいはまた、光熱水費が幾ら上がるのか、1つ目の質問といたします。

2つ目は、これは2008年の6月3日、国会の文教科学委員会で当時の渡海文部科学大臣がおっしゃった言葉の中に、図書館運営というのは長期的視野に立った運営と職員の研修期間の確保や後継者の育成の機会が必要だと、こうされておるですね。今回、見てみますと、5年だとここに書いてありますけれども、これは私は不案内ですけれども、指定管理者制度というのが5年しかできないのかね。やっぱり長期的にわたった視野で、例えば15年ぐらいという考えを思ったんですけれども、5年しかされていないんです。これはなぜなのかね。

先ほど言いましたように、図書館運営というのはやっぱりこの前反対意見もあったように、長期的視野に立った上じゃなからんばいかんよ、これは当然のことだと、私はそう思います。それと、職員の研修期間の確保や後継者の育成の機会などが必要だと、これはどのように今後会社としてはされていこうとしているのか、これは大事なことで、通告しておりましたので、答弁をいただきたいと思います。

それから、ここで一番問題になったのは分析システムがありましたよね。Tカード、あるいは分析システムが個人情報保護との関連が疑われて、ここでいろいろ言われたですよ。だから、それを統一した意見をもう一回お伺いしたいと思います。

そして、これは私個人的にでしょうけれども、最も大事にしておるところですけれども、これは6月議会でもここで主張しました。東京Suicaですね。植木のスイカじゃなかです。あのSuica。東京に古賀先生に会いに行ったときに、カードを持っていけば非常に楽だったという話をしましたね。だから、そういうSuicaを、武雄Suica、こういうふうな必要性をこの前、6月議会で少し訴えをしました。だから、そういうプリペイドカードを武雄市が独自につくるとすれば、それに図書カードを乗せていく、あるいは何というかね、TSUTAYAのカードに乗せていく、そういうことができないのか、これも質問しておりましたので、回答が返ってくるとしますので、そういうのをさせてほしいということなんです。ぜひともこれをお伺いしておきたいと思います。

これは、後で言いますけれども、何ですか、熊本県人吉市では、キーホルダーにはSOS

カードをつけておったですね。65歳以上はそれによって、個人認識番号というですか、わかるようになっている。あるいは、この前事務局で調べさせていただきましたけれども、和歌山市、ここでは医療カードを無料配布しておる。私は6月議会で言いましたように、例えば、ドンといったとき、自分は話すことできない、しかし、そういう医療カードを持っておけば、それがSOSカードにもなるんですね。それをベースにした、先ほど言いましたTSUTAYAのカード、あるいはまた、図書カードを乗せることができないかという発想ですね。それができなけりゃ、ちょっと私も考えるかわかりませんが、お伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、これは整理のためお聞きしたいんですけれども、大体わかるんですけれども、歴史資料館の業務は今回除外されたですね。施設としての維持管理はするわけでしょう。業務だけですよ。だから、歴史資料館を除外したのはなぜか、どういう理由なのかということ、以上5点について質疑をいたしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

黒岩議員の指摘については、全て重要な問題ですので、市政を代表する私からお答えをしたいと思います。

まず、直営で行った場合にどれぐらいの費用増になるかということについて、かいつまんで申し上げます。

総額で2億3,200万円になります。その内訳につきましては、人件費が3,600万円の増、これは職員を7人程度増員しなければならない。光熱費については1,700万円の増になります。これについては、日数、時間延長による増加分が1.6倍ということですので、その分の増になります。そして、日数の増加に伴う委託料については3,400万円の増になりますので、繰り返しになりますけれども、総額で2億3,200万円。ですので、図書館全体を含んで1億4,000万円強が2億3,200万円になるということになりますので、とてもとても直営ではもう無理です。（14ページで訂正）ですので、朝9時から夜9時まで、365日行うという観点から2億3,200万円かかってしまうということについては御理解をいただきたいと思います。

2番目の職員の研修や後継者育成についてどのような計画をするのかということについては、基本的には武雄市はこれまで指定管理者は3年間でした。しかし、これは制度が5年間というのを、これは悪法も法です。指定管理者制度そのものが最大5年間ということ想定しておりますので、私どもといたしましては、最大限5年間の中で、先ほど黒岩議員から御指摘がありました5年間を見越して、いろんな司書等の研修制度を構築したいと思っております。その中で、これはいろんな御指摘があって、これは撤退したらどうするんだということについては、CCCは撤退はしませんよ。もうこれだけ社会的に注目を集めて、きょうも傍聴席いっぱいです。ですので、そういった中で、私たちとすれば、これだけ注目が集まっ

ていること等があり、そしてCCCの社会性等を鑑みた場合に、私たちとすれば、そういったいろんな研修であるとか機会を行政としてもきっちりサポートをしてまいりたいと思っております。

そして、Tカードや分析システムに関する個人情報の統一見解について、私から答弁をしたいと思っております。

これについては、議員御案内のとおり、7月6日に市個人情報保護審議会、これはもう報道されているとおりでありますけれども、この中でまず統計データに使用する情報の収集については、これは属性情報であるということでもありますので、個人情報保護条例第2条の個人情報ではないということに相なります。そして、図書館システムからポイントシステムへの情報提供については、図書館システムからポイントシステムへの情報提供は、本人同意があれば、条例第8条を適用して問題はないということ審議会から答申を受けております。そして、図書館利用情報の適正な管理については、協定書の締結でよいということになっております。ただ、この中で個人情報等については厳格な取り扱いが明文化されていること、運用に当たっては、情報システムの構築がなされていることを盛り込みなさいということでもありますので、これについては個人情報審議会の御意見に従って、厳格かつ厳正な協定書の締結を図ってまいりたいと思っております。

4番目のさまざまな、武雄Suicaという御指摘がございました。これについては、一般的に、技術的にはもう可能であります。技術的には可能であります、ただこれは個人情報の扱いであるとか、あるいは市民がどのようにこの扱いについて思うかということについては、私とすれば、まず今度Tカード、これは同意のもとですけれども、図書館の情報、これはかなり限られた情報をTカードに乗せることとなりますけれども、この運用を見ながら、次に市民の皆さんたちが何を求めているかと。実際、黒岩議員から御指摘があったように、特に病院の個人の情報については、実はこれはいろんなところからも意見が寄せられています。使ってはいけない薬とかあるわけですよね。実際、準備して倒れるということはありません。使ってはいけない薬とかあるわけですから、それをちゃんと持っておいて、それがきちんと暗号化された情報を保持して、ちゃんと病院に示してほしいという声は聞いております。しかし、先ほど申し上げたように、これはいろんな個人情報でいうと、さまざまな御議論があります。

そういった中で、どういったことが実際できるか——できることはできるんですけれども、どういったことが許されるかということについては、先ほど申し上げたとおり、市民感情を踏まえた上で進めてまいりたいと思っております。ただ、これは先ほど申し上げたとおり、あくまでもまず図書館カードで実際やってみると。それでだんだん広げていくということが現実的かつ妥当だと思っております。

そして、最後になりますけど、歴史資料館を除外したのはなぜかということにつきまして、これについては歴史資料の分掌事務として、資料の収集、整理、保存、資料の展示公開、

資料の調査研究となっています。もう私が言うまでもなく、こういった資料等の歴史に関することは、過去に学び、歴史を継承していくという長い年月が必要だと思っておりますので、これは御議論があるかもしれませんが、指定管理者の最大5年と区切るということには、私自身はなじまないと思っておりますので、歴史資料に関することでいえば、これは行政が行うべき話だろうと思っておりますので、指定管理者制度から除外をしないと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

市長さん、一つ訂正をお願いしたいんですけれども、佐賀市の話をしましたけど、無理だろうという話をしよったですね。向こうは一生懸命にやるんですから、これからですからね、どういふ方法でされるかわかりませんが、私の頭はこっちと思うんですけれども、それは無理だという話は、今そういうふうに関心しましたので、そうじゃなくとりますけれども、先ほど全体のを市長さんはおっしゃるんですよ、2億3,000万幾らなんてね。なかなかわかりづらい。だから、担当部長で結構ですけれども、部長さん、これは今の状態の中で、4時間延長、年中無休だから35日ぐらいふえるとですか、何というんですか、ちょっと宙にありませんけど、ふえるんですよ。そのことによって、幾ら人件費が上がるかと。それとまた、光熱費が幾ら上がるのか、差し引けばわかると思います。私は予算から引いて、ある程度持っているんですよ。それは持っています。しかし、正式なことを聞きたいので、通告しておりましたので、このことによってふえるのが幾らかかというのを答弁いただきたいと思っております。

それから、長期的視野に立った運営と渡海文部科学大臣がおっしゃったのは、だから図書館はなじみにくいんですよ。難しいからなじまないじゃないですよ。なじみにくいから、なかなか難しいということで、平成17年では1.8%ぐらいしか指定管理者がされていない。非常にやっぱり手を挙げないんですよ。たった5年ぐらいで、もし断られたらどうしようかと、業者のほうから思うんですよ、こっちからじゃなくて。一生懸命にしようとしても、5年で切られたら、とてもじゃないけど、採算も合わんし、長期的視野が立たないということですよ。最長5年ということはわかりました。しかし、そういうことであっても、例えば、行政の継続って1年ですよ。1年でもみんな行政を信じてついていって、継続していくわけですから、そういう信頼性はぜひとも持って、長期的な話はしていいと思うんですよ。やっぱりしなければならぬと思うんですね。5年後はもちろん議会の——そのとき私はいないと思っておりますけれども、議会の議決が要るかわかりませんが、それは別として、やっぱり長期的視野に立った展望というのはやっぱり持つておかなければ、図書館になじまないということですよ。渡海文部科学大臣言っていますので、それを持てば、むしろ、やはり

導入すべきだとおっしゃったんですね。入ったのは平成15年ですか、安倍内閣のときですかね、行革の一環ですよ、ぜひすべきだということですので、そういうことをもし——5年だけでも、長期展望に立った話はできると思いますので、お願いしたいと思います。

それから、個人情報——私は新聞を読ませていただきました。その会議で、会長さんが弁護士さんですよ。その中では、問題ないと、そして加入するときは、その人の同意があればいいんだという話がなされていたと思うんですね。それは確認いただきました。

それから、S u i c a の話を私はしましたけれども、6月議会でもしましたけど、これからIT時代になった場合、恐らく武雄市以外でも一緒と思うんですよ。これからは全部というのは無理なんですよ、武雄市民全体に及ぼすというのは無理なんですよ。しかし、希望した方はこれができますよという話をしなければならぬ。議会でも今非常にIT機器を、例えば、電子辞書を持ってこらせろと、いろんな話を持っていますよ。しかし、全体でなかなか一致できない。市長さん、この間も文句言われましたからね、持ってくることにね。だから、一致できないんですよ。だから、希望者はしていいと、門戸を開いてやるというのが私は大事だと思います。そういうことから聞いたんですけども、ぜひともこれはできると思いますので、できたら、Tカードを乗せることができるかという話を聞いていただきましたんですけど、そういうつもりで質問しておりましたけれども、それは延ばします。

以上ですけれども、よかですか、部長さんからわかれば。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

まず、人件費の内訳から申し上げますと、人件費が金額で3,500万円程度ふえるというふうに考えております。それから、光熱水費ですけれども、これも1,700万円程度ふえるというふうに考えておまして、委託料につきましては3,000万円を超えるというふうに思っております。全体といたしましては、市長から答弁申し上げましたとおり、1.6倍程度の運営経費になるのではないかとこのように予測をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっとやっぱり語弊がありましたね。直営ではできないというのは、さすがにちょっと言い過ぎだと思います。これはちょっと深く反省をしたいと思います。ですので、佐賀市のことを批判したわけではなくて、我々が中で話をしたときに、実は6年間、教育委員会、教育長がすぐれた教育長ですので、どんどん休みを短くして開館時間を延ばそうよという話をしました、6年間。その結果、県内の図書館では一番休みの少ない図書館になったんですが、それでも34日です。しかも、夕方6時には閉まってしまうということからして、武雄市にお

いてはもう限界だと、直営ではできないということで先ほどの答弁をしたところであります。

そして、長期的な話については、これはまさに黒岩議員がおっしゃるとおりであります。ですので、そういった意味から、図書館といっても、仮に5年となったにしても、それは我々とすれば、それはずっと続くということを想起していますけれども、やっぱり図書館というのは10年、20年先のことをきっちり考える必要があるだろうと思っておりますので、その長期的視野に立った中で、じゃあ、今度CCCと私どもの中の契約の中でどういうことをやるかということを決めていく話だろうと思ってます。これについては、議会から、議員から御指摘がありましたので、CCCにもきちんとお伝えをしたいと思ってます。

Tカードについてもそのとおりでありまして、希望ということをおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。私の言い方が悪くて、全部Tカードに乗りかわっていくということを受けとめられた方々も多数いらっしゃいますが、そうではなくて、図書館でいえば、今までの図書カードのサービスはちゃんとやりますと。それに加えて、御希望の方がいらっしゃって、かつ同意がとれれば、Tカードを付随的に何というんですかね、使っていただくということがこれからの行政の基本だと思っています。そのかわり、既存の図書カードだったら、こういったサービスはありませんよということもきちんと同意をしていただくということになりますので、これからのIT行政というか、市民サービスというのはさらに選択肢がふえていくということをおっしゃいますので、繰り返しになりますけれども、まず希望をとって、しかも、同意がとれれば、そういった新たなサービスを受けることができます。しかし、大事なものは、その中でやっぱり個人情報というのは非常に大切な権利であります。憲法で要請されたプライバシー権というものもありますので、これは厳重に我々としてもシステム上できちんとそれが担保できるようにしなければならないと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

部長さん、経費のほうですけれども、人件費で3,500万円程度かかるんだということですね。ふやせば、それだけ余計になるということでしょう。それと、光熱水費が1,700万円程度と。しかも、そういう中でありながらも、前の市長さんの話では、1割程度まけるという話があった——まけるって、おかしいですが、下げるという話。帳じり合わせれば、6,000万円程度浮くということになるんですけど、それでいいですか。確認です。

それで、市長さん、私がカードを今言っているのは、何もTSUTAYAのカードだけじゃなかとですよ。今まさに、この前テレビでも出ていましたけれども、造幣局が仕事をしにもう外国に行こうとしておるですね。日本ではもうキャッシュレス時代で、造幣局の技術が余ってしょんなかとですよ、死活問題なんですよ。それだけカードが進んでいるんですよ。だから、カード主体であるほうが現金を持つより安全な時代に今日本はなっているんですよ。

私はいまだにカードは怖いから持っていませんけど、そういう時代が変わっている。そういうメーンをつくって乗せていくというのは、もう目の前に来ていると思うんですね。これは全国に先駆けて武雄はやっていかにゃいかんと、そういう思いを6月にぶつけておりましたので、いや、これは全く別なんですよと言われたら困るから、先ほど聞いたところでございます。部長さん、それ確認。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

現在、平成24年度で申し上げますと、開館の日数が331日であります。したがって、休みが34日あるわけですけれども、これがなくなるということになります。

それから、開館時間ですけれども、10時から6時と、それが朝の9時から夜の9時までということで、1日当たりにしますと、開館の時間が4時間延びるということになります。これを年間の延べで考えますと、1.6倍の開館時間になるということになりますので、先ほどお答えしたとおりの数字になるわけです。

したがって、武雄市が独自に365日開館し、朝9時から夜の9時まで開館するということ想定いたしますと、約8,000万円の増加になるということになりますので、先ほど黒岩議員が言われた数字で、最終的には武雄市がそれだけ効果が出てくるということになるというふうにお答えしたいというふうに思います。

〔23番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

部長さん、きっかけせず、落ちついてくれにゃ困る。私は資料どおりですからね。皆さんみたいに資料をよこせなんて言い切らんけん、ここで聞きよるとですけんね。

先ほど言われたのは、3,500万円程度人件費で上がりますよとおっしゃったと思うんですよ。そして、光熱水費が1,700万円程度上がりますよと言われたと思うんですよ。そして、1割程度、この前ここで市長さんの答弁の中で、今の1億何千万円から1,400万円程度はまけてもらえますよという話をされておったので、みんなを足せば、6,600万円になるんですよ。今度8,000万円と言われたけんが、そこは、どうせ反対されれば、討論で持っていくしますので、正確な数字をぜひお願いします。さっきと違ったように聞こえますので。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員、今のは議事進行で、私に申し入れたと思います。私が正確なあれを答えることができませんので、担当にいいですか。部長かわりに。

〔23番「こめえ言わんでよかくさい」〕

古賀教育部長、数字がちょっと違っていたんですね。（発言する者あり）

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 10時38分

再 開 10時42分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

23番議員、これ答弁、私のかわりに（発言する者あり）いいですか、答弁いいですか。答弁じゃなくして、教育部長、そしたら私のかわりにちょっと説明をお願いします。

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

武雄市が独自に、1年365日開館し、朝9時から夜の9時までオープンするといった場合の運営経費の増が幾らになるかということで、先ほど御答弁させていただきました。数字については、先ほど申し上げとおりであります。このほか、1割程度の削減ということで申し上げている部分につきましても、これについては削減はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういうことがあるから、いろいろ、何とかな、資料要求をしているんですよ。今の問題からいきますと、この部長説明、市が提出した資料によりますと、このCCCを随意契約でもって委託契約先とすると。経費が年額1億1,000万円ですかね、1億1,000万円で5年間ですから、債務負担行為を起こして5億5,000万円、教育委員会にもお願いしとったのは、この1億1,000万円の中で人件費の占める割合は幾らなのかと。

今まで言われたように、直営でやるならば3,600万円人件費がふえる。そして、水道、光熱費から含めて1,700万円ふえる、その他の管理運営費でまたさらにふえていく部分もあるし、減る部分もある。

市長は6月の議会で、1億4,500万円のうちの1割程度削減できるという答弁をしていますよね。この1億1,000万円という委託料の中で、人件費の占める割合は幾らですかという資料をお願いしていますよね。それはきちんと出ないかもしれませんが、大体何割程度占めるという程度の答弁をしてもらいたいと、これが1つ。

もう一つは、人件費の占める割合が大きいというのは、まずそれは図書館は当然ですよね。その中で、事業計画総括表を見ますと、いわゆる館長と施設責任者1名、職員17名、全体で18名でやっていくと、館長を入れてね。現在、何名でやっているかという、合計23名でしょう。このTSUTAYAが出した資料の中で、これは8ページ、6ページですか、これを

見ていきますと、館長1名、スーパーバイザー、危機管理システム、経理、法務、広報、各1名、図書館部門担当1名、施設管理部門担当1名、図書館司書9名となっておりますよね。そして、この事業計画書の中では、レファレンスの活動を強化していく、いわば質を強化していく。この9名の図書館司書、レファレンス活動をやっていく上で、現在の図書館司書は武雄の場合15名ですよね。しかし、365日、午前9時から午後9時までやる。当然人をふやさなきゃならんというのは、さっき市長が答弁しましたね。しかし、この事業計画書、CCCが出した事業計画書では、図書館司書は9名、そして、週休2日、1カ月平均20日勤務。

こういうふうに見ていきますと、直営でやると3,600万円ふえるんだけど、CCCに委託すると、この20日間勤務で週休2日、そして、わずか9名。これで果たして図書館の質が保てるのかと。数は逆転、人がふえるんじゃないわけですよね。逆に減るわけでしょう、現在15名の司書が9名になるわけですからね。ここはどういうふうになっていくのかというのが1つ。

もう一つは、さっき言うた1億1,000万円の中にこれがどう反映されていくのかということです。

次に、いわゆる指定管理者制度を導入する上で、いわば効率性だとか、あるいはコストカットだとか、そういうことを考えてやるんでしょうけれども、いわば図書館というのは、ある意味ではマンパワーですよね。そういうことを考えていきますと、5年間という期間設定の中で人材育成というのが果たして可能なのかと、経験の蓄積、育成、継続、そういったことが可能なのかどうなのかということは、大事な点は、教育委員会が7月6日に個人情報審議会に3点諮問されていますよね。この3点諮問されている中で、3つ目ですけども、「図書館システムの管理について、市と指定管理者で個人情報に関する協定書を締結することによって、条例第11条」、先ほど市長が読みよったやつですね。「適正な管理及び条例第12条の委託に伴う措置として適当と認められるか」という諮問、これに対して個人情報審議会の答申を見ますと、「協定書を締結することでよい」と、「ただし、個人情報について厳格な取扱いが明文化されていること、運用にあたっての情報システムの構築がなされていること、これを確実に盛り込まれたい」。そうすると、これだけのスタッフでやっていく上で、個人情報に関する管理、そして、これは6月議会で、1年3カ月、そのTカードを利用した人の情報とといいますかね、いわゆる分析をしたり、かれこれせにやいかん。1年3カ月。しかし、新聞報道によると13カ月というふうに、これは訂正されたんですかね、13カ月と。そうすると、この訂正の根拠は何なのかと。

もう一つは、個人情報を見る場合に、いわば年齢、そして性別、地域、この3つがあれば、どの地域でどの年代層がどういう本がたくさん読まれているかというのはわかりますよね。3つあれば大体情報分析できるんじゃないですか。これ1年、13カ月になっていますけれども、この管理についての担保は協定書の中でどういうふうになされるのかね。

もう一つは、子どもたちの教育的な視点から見てTカード、Tポイントの付与、これは両方できますよね。従来の図書カードを使える、これは本を返すと図書館カードに書いている履歴は抹消される。しかし、Tカードを利用すれば、自動貸し出し機を通るか通るまいがTカードを利用すれば1年3カ月、13カ月にしておきましょうか、13カ月はCCCのほうで管理がされていく。子どもはどうなんですか、子ども。子どもたちが武雄市の図書館を利用する際に、Tポイントが付与される。これが教育的な観点から見てどうなのかと。いわば図書館というのは社会教育施設であって、全体の教育機関と言えますよね。指定管理者制度に移ったとしても、教育委員会の所管には変わりはない。そうすると、個人情報の管理という観点から見て、子どもたちの年齢というのはどうなっていくのか。保護者が同意でないと、先ほど市長が言っていましたけれども、本人の同意があれば、それは可能だと、あるいは、何といたしますか、Tポイントも付与できるわけですよね。Tポイント付与という、利用者から見ると、何といたしますかね、得になるような感じもしないでもないんですけども、教育的な観点から見てどうなのかということです。後で答弁下さいね。

もう一つ、これはCCCが出した基本計画書の中で、「地域・利用団体との連携に関する方針」、最後に、「利用者ニーズに対応するために他の図書館との連携した相互貸借を継続する」と、こうなっていますね。これはどこの県でもやっているんでしょうけれども、公立図書館同士のネットワークを結んで、武雄で本を借りた人が伊万里で返す、伊万里で借りた人が武雄で本を返す、本がなければ伊万里に要求する、あるいは鹿島、多久などにリクエストしていく。そういうネットワークを構築するというのが今までもやられているし、今後も続けられていくんだろうと思うんですけども、指定管理者になったときに、CCCのほうは利用者ニーズに対応するために他の図書館と連携した相互貸借を継続すると、これはどういう協定書を結ばれていくんですか。一方では5年間という期限付きの指定管理者制度ですよ。ほかは直営でやっておるわけですから、鹿島は地域のNPOでやっていますけどね。そこはどういうふう継続されていくのか。まず、それだけを聞いておきましょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

まず、司書の数につきまして御質問がございました。

現在、司書は15名配属をいたしておりますけれども、今回、CCCさんから上がってきた申請には9名ということで、確かに御指摘のとおりでございますけれども、CCCさんにお願いをした後は、実は自動貸し出し機をきちんと備えて省力化を図りたいということで申請が上がってきております。そういったことで、司書の皆さんには、数は減りますけれども、レファレンス業務がこれまでよりもずっと充実したものになってくるというふうに私どもでは考えておるところでございます。全体の指定管理料につきましても、この後、予算のほう

でも出てまいりますけれども、年間で1億1,000万円ということで想定をいたしておりまして、その金額が出てまいりましたので、その範囲内でやっていただくということで考えているところでございます。

それから、人材の育成関係につきましても御質問がございました。

これにつきましてもきちんと研修等をやっただきまして、申請書に載っていますとおり、研修計画も立てていらっしゃいますので、それに基づいてやっていただくということで考えているところでございます。

それから、統計情報なんですけれども、これは、申しわけございません。実は、最初のころは1年3カ月というふうに申し上げておりましたけれども、統計をとるためには最低1年は必要なんだと、それに余裕を持たせたところでお話をしてみましたが、余裕を極力少なくするというので13カ月ということにさせていただいたところであります。

それから、Tカードを子どもさんが持たれた場合どうなのかということで御質問がございました。

これにつきましては、子どもさんにつきましては保護者の署名を必要とするということをお願いをしたいというふうに考えておりますし、Tカードにつきましては、黒岩議員から御指摘がありましたとおり、これを使うということではなくて、考え方の違いですけれども、これまでの図書カードに加えてTカードも使えるというふうな変更でございますので、これにつきましては、保護者の考え方等もございまして、選択制でやれるというふうに考えているところでございます。

それから、医療機関、あるいは他の図書館との相互の貸借のシステムでございますけれども、これにつきましては、継続をしていただくということで考えておりました、武雄市立の図書館が来年4月以降も武雄市立の図書館であります。ただ、運営につきましては、カルチュア・コンビニエンス・クラブさんをお願いをするということで考えておりますので、これにつきましては、協定書の中できちんとうたっていくということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと部長答弁に補足をいたします。

図書履歴というのは非常に重要かつ敏感な情報でありますので、これについては、CCCが実際に運用するほかに、担当官、公務員として、一般職の公務員をこの図書館の館内の情報について実際統制する担当官を置きます。基本的には、現在のところ課長級を想定しております。兼任にはなりますけれども、この者がきちんと図書履歴等を外に出ないように、あ

るいは中で適正かつ厳正に管理せしめるように運営をしてまいりたいと思っております。

そして、Tカード、子どもに対しての話をもう一回補足をいたしますと、保護者の同意ということはさることながら、例えばこれが1冊借りて100ポイントつくといったら、それは教育観点からおかしいでしょうということは言えますけれども、今考えているのは、セルフPOSシステム、自動で借りることができるものについて利用者がそれを使ったださる場合についてポイントを付与する方向で検討をしております。そういった中で、我々とすれば、教育的観点とはちょっと別な意味で図書館の司書をやっぱり解放してあげたいと。

今、御存じですか、どうなっているか。私も図書館は使いますけど、平野議員とは一回も会ったことはありませんがね、実際司書が、司書がどういうふうな労働環境にあるかというのは平野議員さん、もう一回ちゃんと見てくださいよ。本当かわいそうですよ。図書の貸し借りを、ああいうのは自動化すればいいんですよ、自動化すれば。それよりも司書の本当の役割というのは、部長から答弁したとおり、あるいは黒岩議員から御指摘があったとおり、レファレンスなんですよ。利用者が、これは前の議会でも答弁しましたがけれども、実際利用者がどこにどういう本があるかわからないと、あるいは自分は資料が見たいけれども、どうしたらいいかわからないと、そういったことに応えるのが司書なんですよ。今どうなっていますか。しかも囑託ですよ、かわいそうに。

ですので、そういった意味からすれば、我々とすれば司書の方々が実際に本来の司書であるべき姿を取り戻すということから壮大な挑戦をしてまいりたいと思っています。本当にもっと市民に身近な、子どもたちに身近な司書のあり方をきちんと担保したいと思っております。

利用者ニーズ、CCCが入ったときに、じゃ、ほかの既存図書館と連携ができるかと、これはナンセンスですよ、そんな質問。

どういうことかといえば、今でも、例えば熊本県とか、いろんなところで指定管理者で、例えば紀伊國屋書店とかもうやっているわけですね。何でうちだけこんなことを言われなきゃいけないのかね、悪者じゃないですか。

ですので、それは図書館というのはあくまでも公の施設であります。その運用をCCCに活用していただくと、すぐれた企画会社として活用していただくということになっていますので、これを売却するとか、そういう話じゃないんですよ。しかもその上で、我々とすればしっかりそれが連携できるようにきちんと行政が後押しをすると、これは行政の責務だと思っていますので、そういった意味からきちんと我々は図ってまいりたいというふうに思っておりますので、御心配無用です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は図書館に近いところにおりますからね。非常に便利に使わせていただいております。私が行ったかどうかは、市長は関係ない問題ですけどね。

もう一つ、矛盾するんじゃないかと思うんですよ、部長答弁でね。自動貸し出し機をふやして図書司書を減らす、図書司書の、さっきの市長答弁じゃないけれども、貸したり返してもらったり、その本の管理、もとに戻す、傷が入っていないかどうかもちきちんと見る。こういったこともきちんとした図書司書の雑事じゃないですよ。きちんとした仕事ですよ。いや、（発言する者あり）あなたいつも雑事だ雑事だといつも言いよるじゃないですか。

もう一つは、何といいますか、レファレンスで、特に子どもたちの利用が多くなっていくでしょうから、そういう人たちをきちんと育成していく、このレファレンスというのは司書活動の中心でしょう。自動貸し出し機をふやして、そして、司書を減らして、ふえるのが担当官ですか、これ矛盾しませんか。そして、自動貸し出し機を使うとポイントがつく、だれも100ポイントつけるなんて話していませんよ。

前回の一般質問では、1ポイント1円という話があったでしょう。しかもそれはほかの傘下の店でも使える。CCCが発行するTカードとTポイントというのは、図書館に関しては幾ら、あるいはどこかの食堂に関しては幾らというふうに決まっているんですか。だから、子どもたちの教育的な観点というのは、そこに経済活動を持ち込むべきではないという立場からの質問なんですよ。

もう一つは、ナンセンスだと市長が言いましたけどね、ネットワークの継続、これは非常に大事なことなんですよ。20万冊そろえるというんですから、どういう本をそろえていくのかどうか、それはノウハウを持っているんでしょうからね。

もう一つ、CCCが図書館運営にかかわるのは初めてでしょう。武雄市が初めての経験でしょう、もともと本屋さんですから。そうすると、CCCが出した資料によりますと、例えば本を返すときに、コンビニエンスストアで返す、こういうことを書いていますよ、3ページ。前は郵便で返すことも可能だと、これは市長言いましたよね。この費用は1億1,000万円の中に入っておるんですか。あれは返す本人の負担ですか。どう見てもおかしいでしょう。そこに本がもし破損していたり何かしたときに、その管理はだれがするんですか。図書1冊といえども市民の財産ですよ。平成24年度予算で見ると1,300万円の図書購入費があるわけでしょう。こういう場合に、郵送で返すことも可能だと、そして、コンビニエンスストアで返すことも可能だと、武雄に観光旅行で来た人が、ああ、いい本があったと借りて帰る。それを郵便パックというんですか、ゆうパックか、で返すことも可能だと、この費用負担はだれが持つんですか。

もう一つは、Tポイントを発行する。この原資は、年間35万冊の貸し出しの実績があるわけですけども、原資はCCCが持つと、これは市長がこの間答弁しましたよね。返却に関するコストはだれが持つんですか。そしてこれをネットワークを継続してもらおうといひます

けどね、この際にこの制度はどうかかわっていくんですかね。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう言うに事欠くと、こんな質問しか出ないんですね、本当に。

〔25番「余計なことは言わんでいい」〕

いや、言うに事欠いていますよ。

〔25番「答弁だけしなさい、答弁だけ」〕

はい、わかりました。（発言する者あり）私語を慎みましょう。

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○樋渡市長（続）

私語は慎みましょう。

○議長（杉原豊喜君）

市長、答弁を。

○樋渡市長（続）

はい。まずですね、コンビニ、あるいは日本郵政のお力をかりて郵便ポストで返していくというのは、これは基本的に利用者負担にしたいということを思っています。

これ最終的にちょっとCCCとこれから調整に入りますけれども、ひょっとするとCCCがその額とかいろんな、例えばキャンペーンとかで一定無料というのはあるかもしれませんが、私は基本的に、ここは利用者が負担せしめるべきだと思っています。そして、議員はやっぱり本は余り借りたことないんでしょうね。今市役所でも、いいですか、郵便局でも、いろんなところで今返していますよ。返しています。返しているのと全くこれ延長なんですね。ですので、今まで、例えば図書館でしか返せないということがあれば、いや、それは今度新たなものが、全く未知なるものができてくるから、それは議論になるんですけど、実際市役所の1階、みんな返していますよ。返しています。公民館でもそうですよ。ですので、何で、じゃ図書館から離れて、これが悪いんだという議論については、まあCCCもかわいそうだなと思いますよ。返却については以上のとおりです。

教育的観点からTカードの部分よりも、ごめんなさい、司書の、これは大事な問題ですので、改めて回答しますけれども、基本的に私は貸し借りの、図書の貸し借りというのは雑務だと思っているんです。雑務だと思っている。これは別に司書の資格がなかろうとも、どこに本が傷んでいるとか、あるいはちょっとどうなっているかというのは、これは私だってわかりますよ。司書の資格がなくても、これは支障なくできます。そういった意味からすれば、

もうナンセンスです。

ですので、本来司書が行うべき話というのは、やっぱり市民に近い、なかんずく子どもたちに近いという観点から、私はいろんな相談に乗ったりとか、いろんな貸し借りについて、もっとこういう本がありますよとか、そういう議論を私は司書にさせていただきたい。そのために司書の今までの負担を軽くするためにセルフPOSシステム、すなわち自動に借りることができるシステムをつくる。その関係でなるべく利用者の方々にはそれを使ってほしいという観点から、そこにTポイントを付与したいということが私の考えであります。

したがって、この間に関して言えば首尾一貫をしているところであります。司書が本来の司書の仕事をさせていただくということと、さらに、それによってTカード、これ教育的観点から、僕はちょっと次元が違うと思いますけれども、Tポイントを何らかの形で利用者に与えることによって、それを今まで図書館に縁遠かった層にきちんとお越しいただくということからすれば何ら問題はないと思っております。

ネットワークの継続ができるかどうかについては、それはあなたが心配するような話ではありません。それはしっかり私たちが教育委員会とともに責任を持ってネットワークができるようにきちんと対処をしたいと、このように考えております。（「今の答えおかしいな」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

心配することが多いから質問しているんじゃないですか。何ですか、あなたの答弁は。もう一つ、私をばかにするのはいいですけどね、

○議長（杉原豊喜君）

質問をお願いします、質問。市長、私語を慎んでくださいね。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

じゃ、議長、議事進行でやるよ、そんなら。（「そんならとかなんとかいう質問のあんみゃーもん。質問を今しかかったとけ、質問ばしてからせえじゃあ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質問でしてください、質問で。おかしいじゃないですかね、議事進行は。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いいですよ。（発言する者あり）あなた、

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください、私語。（「3回目の質疑よ」と呼ぶ者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

最後だからやっているんじゃないですか。（「質問ばしよつとやけん質問ばしてから行く

ぎ」と呼ぶ者あり)

○議長（杉原豊喜君）

いいです、いいです。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

質問終わってから議事進行しますよ。（「ちゃんとルールにのってせんば、おかしかやっか」と呼ぶ者あり）

あなた、議長はね、3回目の質問でこれで終わりなんですよ。だから言いますけれども、市長は私に対する答弁のときにいつも言うんですよ。本を読んでいないみたいなことをね。あるいは、何というんですか、質問に事欠くとか、こういう質問しかないとかね、あるいはネットワークのことはあなたが心配する必要はないとかね。そんな答弁ないですよ。本当に人をばかにした答弁ですよ。（「質問質問」と呼ぶ者あり）

ということを前提にして質問しますけどね。

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。質問をしてください。（「議事進行と質問は違うやっか」と呼ぶ者あり）私語を慎んでください。

〔25番「議長、注意せんね、注意せんね。もう本当うるさい」〕

質問をお願いします。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

どこまで質問したか、わからんようになった。

最後の質問になりますので選んでいきますけれども、ネットワークのことは心配せんでいいと、心配するから質問しているんですけどね。というのは、新しい試みでしょう、CCCがやろうとしている、例えば基本合意の中にある市民的価値を高めると、9項目のね。9項目の市民的価値を高める中身で質問しますけれども雑誌販売の導入、これが1つありますね。それから、基本合意は市長がやったんだから、市長に向けて言うか。文房具の販売、これも基本合意の中で認められていますね。それから、カフェダイニングの導入、それから、Tカード、Tポイントは今言いましたからね。そうすると、図書館の中に雑誌販売ができる、あるいは文房具の販売ができる、あるいはお茶を飲みたい水を飲みたいというのは、今の場所でもありますよね。今のコーナーでできますよ。新たにカフェダイニングをつくる、そして、5月20日の市民説明会の際には場所まで市長が説明しましたよね。ちょうど建物からいうと西側でしょう。西側は本当いい場所ですよ。そこにカフェダイニングを導入する。こういったことが公の図書館、公立図書館で果たして教育的な観点から見てどうなのかということが1つ。

もう一つは、例えばCCCが出した資料によりますと、そういうことも書いていますよ、この事業計画書の中には。この部分は雑誌販売のコーナーですよ、この販売は文房具販売の

コーナーですよと、これは営利を追求した場所になっていくわけですからね、その部分は。販売に関しては。そしたら、協定書の中では、これは教育長所管ですからね、教育委員会所管ですから、教育長に聞きましょうかね。そこはどういうふうに管理していくんですか。あるいは民業圧迫はしないと今言いましたけどね、市内にも幾つかの本屋さんがありますね。そこと今までは業務提携をやるなり、いろんな入札をやるなりして図書購入費も、話し合いもされてこられたと思うんですよ。そういった指定管理者であったとしても、教育委員会所管の図書館で雑誌販売、もちろん雑誌は専門書の入り口ですから、市長、それを販売する、そこで。これが公立図書館、指定管理者といえども教育委員会所管の図書館にふさわしいのかということなんですよ。また、文房具まで販売するということでしょうか。こんな指定管理者制度のもとでの形というのはあるんですか。

もう一つは、事業計画を見ると、選書委員会、教育委員会が随時調査に入ることができる。適切に管理が行われているかどうかを教育委員会が臨時に調査に入ることができる。これは先ほど担当官を置くと、市長がね、情報管理に関して、情報の管理に関して公務員の、何というのかな、正式な名称はこれからですか。情報管理のために公務員を派遣するというようなことを市長は答弁しましたね。それで、日常的にその情報がどう管理されているのかと。そういう答弁をされたでしょう。そこら辺をひとつぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず最初に、CCCは初めてだから心配だという御心配ありましたけれども、基本的に私の人生観では、時期尚早と言う人は100年たっても時期尚早と言います。ですので、初めてだからが問題ではなくて、要するにどういうことをCCCと我々がやらんとしているかということからして、じゃ、資金的に、あるいは、何というんですかね、体制的にそれをできるかどうかを判断するのは僕は議会の役割だと思っておりますので、だとすれば、初めてのことなんか何もできません。ですので、まあ、そんな人もいますから、あんまり気にはしていませんけれども、カフェダイニングの件に関して言えば、これは法概念でいうとね、あるいは契約上でいってもエリアを分けます。分けて、そのエリアの分と、非営利の部分というのはエリアを分けられますので、そういった意味から相互の基本的に収益という観点とか、あるいは営利の側面からして図書館業務とは法概念上は別になりますので、それはそれぞれの管理が必要となります。だから、図書館を貸し出すというのは図書館法に基づくこととなりますし、営利というのは公の施設でも営利はできます。うちの中の食堂だってそうです。公の施設の中に食堂はありますので、これはいろんな契約に基づいて、あるいはこれは賃料もきちんと取りますので、そういう意味からして全く問題はないというふうに思っております。

それで、民業圧迫という話があります。まず文房具については、あのエリアで出すのは、出したとしてもプライベートブランドなんですね。要するに、この図書館にお越しいただく、あるいは私は記者会見でも申し上げましたように、今本を読むだけ、あるいは絵を見るだけではなくて、映画を見るだけではなくて、そこに能動的に、じゃ、自分だったらこういう本が書けるよね、あるいはこういう絵を描きたいよねという方々がふえていますので、そういう方々に対して機会をきちんと提供するということになります。文化は何も受動的なだけの話じゃありません。

それと雑誌の販売について、これはいろんなところから御批判をいただきますけれども、私はその批判が間違っていると思っています。と申し上げますのも、雑誌をただ単に置いてもう売れる時代は過ぎています。ですので、仮に図書館に、何というんですかね、置いた本でも、例えばそこにレイアウトを工夫するとか、そこにポップをきちんとつけてあげるとか、そういうことで頑張っている地方の書店もあります。そういった意味で、私は今までのただ単に置いておくだけで売れるという時代はもうとうに過ぎておりますので、そういう意味では協調しながら、やっぱり僕は切磋琢磨していくべきだと思っていますし、それが私は市民の福祉の維持向上につながると。

それと、ことしの前半にアンケートをとります。アンケートをとったときに最も多かったのは雑誌なんですよ、雑誌。ですので、雑誌に皆さんやっぱり飢えているんですね。そういう意味で、図書館がその雑誌を提供する機会、あるいは機能というのはきちんと私は市民ニーズにのっとって、それはきちんと担保する必要があるだろうと思っています。

そして、雑誌、私も借りたことがありますけれども、雑誌というのは非常に傷みやすいんですね、ハードカバーと比べると。ですので、閲覧は自由にできます。閲覧は自由にできるけれども、基本的に雑誌の販売、雑誌を貸し出すというのは非常に傷みやすい観点から、どうしても読みたい、家とか、いろいろ会社とかで読みたい方々については二次的な作用として販売をするということについて、これは何らおかしいものではないと思っています。

いずれにしても、市民の皆様方が選択肢がふえるということからして、一部の民業圧迫に、これは確かになるかもしれません。しかし、次元が違います。そういった意味で、私は狭い既得権益よりも広範な市民の価値を保全する立場にあなたと違って立っております。

それと、公務員を派遣と言っても言っていません。要するに規定上公務員が情報を管理せしめるというのは、きちんとどこかの規約に書きます。書いた上で定期的にそういう情報管理ができていくかどうかというのをスーパーバイズするということからして、私は今のところ井上課長を想定しています。文化学習課長を想定しておりますので、そういった意味からして定期的な監査であるとか、さまざまなアドバイスをしていただけるものというふうに思っております。

ですので、これは再三再四、黒岩議員のときに特に説明してはいますがけれども、もともと図

書館の中の情報というのが、要するに、例えば樋渡啓祐が原田マハさんの「楽園のカンヴァス」を借りたということが外に出ることはないんですよ。ないので、中でどういうふうな運用ができるかということは、今まで分析のシステムそのものがなかったのが私は公立図書館の最大の欠陥だと思っています。そうしないと、何を取りそろえていいのかわかんないじゃないですか。今まで月600冊の、例えば武雄市の図書館という、どういう選び方をしているか知っていますか。これ議会でも申し上げましたし、あなたは聞いていないと思いますけれども、もう本当にあれですよ、お勧めのをカタログでほしいほしいほしい選んでいるわけですよ。それで、新刊がやたらめったら多い。歴史的な価値が定まらない新刊は、図書館は貸し本屋じゃありません。ですので、それはやっぱり地元の本屋の福利厚生のために、地元の本屋さんで買ってほしいというのが筋じゃないですか。ですので、そういった意味から、私はあるべき図書館にきちんとしていくということ言えば、私は敵対視していると思われていますけど、図書館協会の言っていることとは非常に似ているなどこのごろ思ってきました。隣同士じゃないんですけど、地球の裏側まで行ったらちゃんと重なるということ、病院問題と同じで認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっと質問させていただきますけれども、指定管理者期間の5年間について、これ黒岩議員さんも御質問をされて、私も長期的で安定的な観点に立ったらもっと長かほうがよからうもんということで、何で5年やろかと質問しゅうで思うたばってん、その質問をされました。そこの答弁の中で、指定管理者は制度上最大で5年間だという答弁でございましたけれども、実は武雄市の農村地域高齢者活動促進施設は10年間の期間があるんですよ、契約をしとるとですよ。だから、この10年間にできるんじゃないかなと思うんですけども、この農村地域高齢者活動促進施設が間違っただ期間を契約されているのか、それとも、最大5年間が間違いなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

指定管理の期間について御質問ですけれども、武雄市ではこれまで、18年度に指定管理者制度を取り入れまして、各施設の運営をお願いしているわけですけれども、これまで3年という期間でお願いをしてまいりました。

他市の事例等も見えますと、3年、5年というのが多いということでございますので、想定できるのは、最大でも5年かなということで市長から答弁させていただきましたけれど

も、法的にいいますと10年も可能ということになっておりますので、御指摘の分についてはそれを適用されたというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

法的にはですよ、法的というか、10年間は可能だということでございますけれども、何で10年間ぐらい、市長さんも長期的に10年間ぐらいしとったほうがよかというごたっ答弁もありましたので、何で10年間できなかつたのか。

私は、長期的に、安定的にするために長いほどいいという考え方に立っておりますので、何で10年間にできなかつたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに、松尾初秋議員がおっしゃるとおり、その議論というのは教育委員会、あるいは執行部の中でもございました。その中で最終的に判断したのはこの私であります。10年間というも確かに類例上ありますけれども、一般的に指定管理者制度に基づく契約というのは大体3年間が多いんですね。それと、多くてもやっぱり5年ですので、それを私の判断として5年間とさせていただきました。

したがいまして、もうありがたい御指摘なんです。やっぱり10年ですぎ、またいろいろ言われるろなど、非常に僕は気が弱いので、それはぜひ勘案してほしいと思うんですけども、ただ、次の5年後ですね、5年後の契約のときに、ああ、CCCよく頑張ったということであれば、それはもう市民から、じゃ、今度10年にしゅうさという話になりますので、私は市民にとっての図書館をやっぱりCCC、我々も対となって頑張りますけど、そうなればいいなと思っておりますので、非常に貴重な御指摘はありがたく受けとめてまいりたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

先ほどの黒岩議員さんの質疑の中で、経費ですね、直営でやった場合の経費が幾らかかるのかということで2億3,200万円というふうな答弁があったわけでありまして。そこでの効果が数千万円あるというふうな話があったわけでありましてけれども、ここの効果は、直営でやった場合は2億3,200万円、これを民間委託することによって1億1,000万円で済むんですよ。

ですから、黒岩議員がおっしゃっていたのはどれだけの効果が出るんだと、経費をつぎ込

んだ形になって効果がどれだけ出るんだというふうな質疑でなかったかなというふうに思うんですね。そうすると、2億3,200万円から1億1,000万円引けば1億2,200万円の効果が出るんですね。民間の考え方からすれば、そういうアピールの仕方をすべきだというふうに思いますけれども、数千万円という数字がどこからきたのか。私としては、もっとイノベーション的なことを今回やっているんだから、そこはやはり1億2,000万円の効果があるんだというふうな言い方をすべきじゃないかなというふうに思いますけれども、この点について。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう私たちが遠慮深くてですね、なかなか、特に教育委員会はさらに顔ぶれを見ていても遠慮深いんで、そういうことはちょっと、どこからか数千万円というのはあったと思うんですよ、部長の答弁では。恐らく彼の頭の中では、もし不足だったら答弁を求めてほしいんですが、今1億4,500万円かかっているわけですよ。それが2億円超すわけじゃないですか。ですので、その分の差分を言ったかもしれませんよね。ですが、これは私もちょっと先に答えようと思ったし、今度は債務負担行為で実際の額が出てきますので、その際にお答えしようと思ったんですが、全く私も吉川議員と同じ見解です。要するに、今あるサービスを公共でしたときは2億円を超す数字になりますよね。今度CCCにお願いするのは1億1,000万円になるわけですから、その差額分だけが私は、何というか、大いにアピールすべきだというふうに思っていますし、さらにサービスが上がるわけですからね。普通行革をすればサービスは縮小しますが、今回の指定管理者制度というのは行革を大胆に進めた上でサービスが飛躍的に向上するわけですよ。これを武雄モデルとして、新武雄病院のモデルに次いで武雄モデルとして私は世の中に提示をしていきたいと。こういう、別にどの図書館もCCCと組む必要はないんですよ。組む必要はないけれども、こういう組み方を私は世の中に提示をしていきたいと思っています。その中で、私は行革を進めながら市民サービスの飛躍的な向上をする最初の私はメルクマールというふうにしたいと思っていますので、ぜひ議員の方々もそういう前向きな御議論を賜れば私もありがたいと思っています。

○議長（杉原豊喜君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

それと、これも一般質問の中で言ってまいりましたけれども、図書の購入費ですね、これは年間1,300万円ほどであると、年間ですね。ということで、今回のCCCへの指定管理者制度によって図書の購入費用、どれだけふえていくのか、ここも大きなメリットの1つになるというふうに思いますけれども、ここはどういう数字をはじかれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

CCCさんからいただきました事業計画によりますと、図書購入費につきましては、議員御指摘のとおり、現在は1,300万円と、それからCD等で100万円を越すぐらいということで、合わせましても1,400万円程度なんですけれども、これを年間、年次ごとに徐々にふやしていくという計画になっておりまして、最終的には1,700万円台まで、5年後ですね、にはするということで収支の計画をされているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

それと、費用の問題は、もちろん300万円ぐらい5年間にかけてふやしていただくことになりそうですけど、それよりも問題なのは、やっぱり図書の種類なんです。今いろんな専門家に見てもらったら、何でこんな本が置いてあるのか、何でこの本が置いていないのか、そういう問題が出てきていますので、私たちとすれば、ことし2月に発足をした市民選書委員というのをさらに拡充してまいります。ですので、例えば市政アドバイザーの皆さんであるとか、公募で今回いろんな方々が選書委員に加わっていただいていますけど、その選書委員が選んでくださる本の割合を飛躍的にふやそうと思っています。よくCCCが選書までかわるんじゃないかとかというばかな御議論もありますけど、そんなことはありませんよ。それよりも市民本位の図書館として、今まで、これは平野議員にお答えしたとおり、図書館の職員が、リクエストを除けば、もうあれなんです、当てずっぽうに月600冊選んで、月600冊ですよ。これを何人かで選んでいるから、まともな本が選べるわけじゃないですか。それが公立の多くの図書館の実態なんです。ですので、私はあるべき図書館に市民の市民による市民のための図書館をしたいということをしてほしいと思っていますので、私とすれば、そういう有識者であるとか、本当の市民の皆さんたちが読みたい本、読むべき本を中心に置いてまいりたいと、このように考えております。そして、これはまだ仕掛かり的な考えで申しわけないんですけど、選書委員が選ぶにしても、やっぱり非常に負担をかけているんですね。ですので、これだけ今注目が集まっていますので、要するに武雄図書館に置いてほしい本をインターネット等で公募しようと思っています。

だから、例えばIT関係だったらこの本を置いてほしいとか、あるいは健康とか運動とかだったらこういう本を置いてほしいというのをもう広く公募しようということは思っていますので、そういう意味からして、これは市民だけが支えるのではなくて、これだけおかげさまできょうもいっぱい傍聴ですよ、テレビカメラも何台もありますよ、3台ですけど。ですので、そういう注目が集まっているからこそできる事業というのものもあるわけですよ。し

かも、CCCがやっぱり世界で代表的な企画会社なんです。そういう意味からして、見せ方です。本の見せ方、多くの議員さんは代官山書店に行かれたと思います。ああいう見せ方一つにとっても我々は学ぶべきところがたくさんあると思いますので、それは謙虚に真摯に柔軟に取り入れてまいりたいと、もうごちがちがちした議論はやめましょう。特定の方を言っているわけじゃないですよ。ですので、そういうふうに議論が前向きに進めばいいなと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点だけ私のほうから確認をさせていただきたいと思います。

指定管理者の事業評価あたりはどのように検討されているのかどうか。

私もこの質疑に当たる前に、今月の2・3日に実際指定管理者を行っている日比谷図書館、それから千代田図書館を見てまいりました。その中でちょっと参考ですけれども、事業評価については、千代田図書館では定常評価、それと指定管理者による自主評価、それとか、千代田区図書館評議会を設けていただいて、そこで議論をしていただくと。このことに関しては図書館運営のさらなる改善、また、さらなるサービス向上のために役立てるということでの位置づけでその事業評価を導入されておりますけれども、その辺に関して市長はどのような考えでおられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

重要な指摘だと思います。チェックについては、私はどこか1カ所がやるのではなくて、いろんなところがチェックしていいと思います。今回はマスコミのチェックがまず入ります、まず間違いなく入りますよね。それはマスコミの皆さんに期待をするということで、じゃ、我々がなし得ることで何ができるかという、まず図書館協議会があります、既存の。ここでいろんなさまざまな御議論をしていただくことになろうかと思っておりますので、まず、民間の方々が入って、有識者も入っていただいた図書館協議会というところでまず評価を、判断をしていただくということと、庁内的でいうと、政策評価のシステムは既に私どもにありますので、そこにきちんとお任せしていきたいと思っておりますので、部長級を中心として政策評価をしてまいりたいと。そして、もちろんこれは指定管理者、今回の場合は決まればCCCになりますけれども、CCCの評価もあるんですよ、武雄の図書館に対しての。それも我々は真摯にやっぱり聞いていきたいと思っておりますし、そして、何よりも大事なものは議会なんです。定常的に言えば決算特別委員会がございます。決算が毎年1回、物すごく細かく審査していただくじゃないですか。だから、決算委員会であるとか、あるいは一般質問ですよ。ですの

で、議会が、もうこれだけ注目が集まっていますので、さまざまな意味でチェック機能を果たしていただくと、武雄市議会はもう一番適した議会だと思っていますし、きょうもユーストですけれども、何百人と見ているんですよ、もう。ですので、多くの皆さんたちが市議会にも期待されていると思っていますので、きょう西日本新聞の社説にも載っていましたけどね。ですので、そういう中からこれをひとついろんなところで前向きなチェックを、揚げ足とりじゃなくて、チェックをしていくということが市民の皆さんたちから一番求められているのではないかなと思っています。

その皮切りに、答弁が長くなりましたけれども、8月ですよ、8月に1,000人規模の市民アンケートをとっていきたいと思っていますので、こういうアンケートが、毎年とるわけじゃないんですけれども、やっぱり何年か一度大規模なアンケートをとるということも非常に大事だと思っていますので、そういった二重三重のそういうチェックであるとか、市民ニーズを酌み取るということをしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

先ほども申し上げましたが、11項目の資料を求めましたが、提出されたのは事業計画書と教育委員会にかけた教育長の諮問分、委託費の収支、予算の3つの資料だけでした。私が6月の一般質問の折、議長よりCCCの個人の会社のプライバシーの問題として、そのときは発言をとめられましたので、今回改めまして、今回指定管理者としての相手側であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の実情、実績を市長はどう認識、評価されておられるのか。また、昨日、朝日新聞、またウェブのページで掲載されたCCCによるドラッグストアで会員が買った医療品の商品をデータとして取得し、会員に十分な説明をしないまま販売促進に使ったという問題をどう認識されておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お答え申し上げます。

まず、CCCをどういうふうに評価しているかと、高く評価していますよ。ああ、やっぱり365日、朝9時から夜9時までできるところがありますかね。それと、議員ちょっと代官山の蔦屋書店に行かれたかどうか私はわかりませんが、行かれたんですけど、もうお感じになられたでしょう。ああいう代官山の蔦屋書店のようなプレゼンテーションができるというのは、世界中見渡しても今はないですよ。ないです。武雄にも北方にもないですよ。ですので、私はそういう最大限できるところに期待をします。

それと、もうサービスを、市民病院もそうですよ。もう公務員がやる時代は過ぎました。

もう過ぎています。もうそれは過ぎました。ですので、できるところができることをきちんとやると、それについての例えばオペレーションであったりとか、さまざまな応援をするということは、それは行政の役割ですので、そういう役割分担をきちんとすれば、これは私は図書館を超える図書館になり得ると思いますよ。これは石丸議員と全くここは一緒だと思います。あの蔦屋書店を見られたときに、ああいう、石橋議員うなずかれていますけれども、本当にもううなずきうれしいです。そういうことで、私とすれば、やっぱり前向きに、足りない部分、あるいは課題を解決していきましょと、それには石丸議員のお力が必要です。ですので、そういう前向きな議論をお願いしたいと思います。

そして、朝日新聞、これは私も拝見しました。拝見しましたけれども、朝日新聞の主張とCCC側の主張が余にも食い違っているんですよ。ですので、私がこの場でこれはどうだという権限ありませんし、そういう見識もまだ持ち合わせていませんので、それについては控えたいと思いますけれども、でもちょっとこれは朝日新聞は書き過ぎですね、類推で結構書いたりしているんですね。うちの朝日新聞はまともですよ、まともなんでいいんです。非常にまともな、いい記者さんですけど、あっちの、あっちの朝日新聞、朝日新聞もいろいろ玉石混交ですからね。ですので、それはちょっとあの書き方はどうかな。僕も病院問題のときやられたんですよ、朝日新聞からもう相当強く。もう類推、邪推ばかりですよ。ですので、それは見解が異なりますし、それは見ようによっても違うんで、それは今後どういうふうになるかというのは見守っていきたいと思っていますので、これをもって僕はCCCがだめだとか言うつもりは毛頭ありません。ですので、ぜひ石丸議員のその調査能力を生かして、ここがおかしいんだということを教えていただきたいと、かように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

私がちょっと心配するのは、その基準の中に、厚生省の医療機関などで個人情報保護検討会で構成員を務めておられる鈴木正朝先生ですね、新潟大学の大学院教授、情報法の専門だということでございますが、「薬剤師や医療品販売業者が正当な理由なく業務上知り得た人の機密を漏らすことを禁ずる法、刑法134条に抵触し、秘密を漏らした罪に当たり得る」というコメントが新聞に載っております。また、ツイッター上でもいろんなコメントがなされております。「4,000万人以上が利用する日本最大の共通ポイントサービスTポイントがドラッグストアで会員が買った医薬品の商品名をデータとして取得し、会員に十分な説明をしないまま販促活動などに使っていることがわかった。指定管理者の選定に当たり武雄市議会はこのことをどう評価するのだろうか」というようなコメントまで載っておりますので、市長は心配ないと、こうおっしゃいますけれども、医療のほうで最も秘密を守らなければならない中でこういうことが起こったということは真摯にもう少し考えてみたほうがいいと私は思っ

ております。（「新聞ぼうのみにしたらいかんもん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

僕はね、新聞をうのみにしちゃだめだと思うんですよ。やっぱりそうであるとするならば、じゃ、あなたがこの部分についてどういったところがおかしいかということと言わない限り、それは風評被害をまき散らすことになりかねないですよ。あのね、うのみはもううのみさんだけで結構です。だから、武雄市議会というのは権威があるところですよ。ですので、こういう情報があるけれども、自分も調べた結果こうだろうということだから、市長どう思うかというのはあるんですけども、何かだらだらだら読んで、それをあたかもどうですかってということについては、それは僕は答えるあれはないですよ。

ですが、あえて答えれば、さっき言ったじゃないですか、もう朝日新聞の見解とCCCの見解が異なっているって、異なっているし、それについて我々がどういうふうに判断をするかということについて、それを判断する立場でもありませんし、それはやっぱり見守るといのが大事だし、あのね、本当に違法行為があった場合には、もうこんな問題じゃ済みません、もう本当に。ですが、何にも動いていないわけですよ、朝日新聞がもう書いたことはまあ書いたんでしょうけど、動いていないわけですよ。それで、我々がその前にどうこうすべきだということについては、それはちょっと武雄市長といえども、それは権能の範囲外だと思っています。

それで、これさっき朝日新聞の記事を今手元に、鈴木何とか先生で言っていますけれども、まあ、この人ももともとはCCCのことは嫌いですからね。だから、僕のこと嫌いですよ。ですので、そういう意味から載っているし、見ていると、一般論しか書いていないですよ、一般論としか。しか書いていないから、これをもって何か根拠として出すというのはどうかなと思っています。さらに言えば、ツイッター上でいろんな議論があると言いましたけれども、はっきり言ってツイッター上は便所の落書き以下です、何度も言いましたけど。それをツイッターに書いてあったんだけどということをおっしゃるというのは、僕は何ら根拠にもならないし、もし書いてあるとするならば、こういったことが書いてあるということを用いない限り、それは僕は質問として成り立たないと思っていますので、それは私は議員に、その分というのはきちんと認識を同じくしてほしいなと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

8番石丸議員

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

Tカードを利用するのは個人の自由だということで、6月の議会でもリスクを少しでも、少しのリスクを考えてでもということでありましたので、私は行政の行うことにはリスクは、

少しのリスクでもあったらいけないなど心配して、こういう質問をしました。

〔市長「言ってませんよ。僕は言ってないよ、そんなこと。取り消してください」〕

○議長（杉原豊喜君）

今のどうですか、8番石丸議員

〔市長「でたらめ言うなよ」〕

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

そういう質問もありましたと言っている。そういう質問した人おったでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

今んとは質問ですか。（「今んとは何やったと」と呼ぶ者あり）石丸議員、今んとは質問、答弁求めますか。

○8番（石丸 定君）〔登壇〕

いいえ。（「そいぎ何やったとや」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

民間委託の件ということで、私は民間委託はいいと思うんですけども、ちょっとこのいきさつが、もともとと言えば条例を改正して、入札をして、その中から提案してもらって決めるべきだというふうに思っております。

そこで、今回は質疑ですので、純粋に質疑をしていきたいと思っておりますけれども、普通今あるやつを幾ばくかで委託するというのはあると思うんですよ。ここで2億5,000万円で改造すると言われますけれども、その市役所のほうに展示室を移すとか、後ろの駐車場が無駄だから、後ろの駐車場のところに増設するとか、何かいろいろ言われますけれども、その辺は大体中身はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これはね、お答えしたいのはやまやまなんですけれども、やっぱりルールというのがあります。今回は指定管理者の議案について今御答弁申し上げますので、それはその場その場、例えばこれはお認めいただけるならば、9月にまた予算を提出するというのもう前々から申し上げていますので、そこでしっかり我々の考え方を述べた上で御議論を賜りたいというふうに思っております。

今回はあくまでもCCCを指定管理者として帰属せしめるかどうかということが議案ですので、その範囲内の、宮本栄八議員様だったらわかると思っておりますので、その範囲内の御質問を賜ればありがたいと、このように思っております。

あくまでも私は市民集会で私は市民に開かれた市政を展開していますので、これについては市民集会ではさまざまなことを自分の考えとして申し上げます。そのレベルと議会で言う答弁のレベルというのはおのずと異なるということは、もう宮本栄八先生だったらよくわかりだと思いますので、それをわきまえて御質問していただきたいと、このように考えております。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

さっきのは予算関連です。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、予算で、委託に当たってですよ、いろんな9つの価値とかなんとかあって、その代官山のノウハウを生かすということでここに決めるという話なわけでしょう。だから、それとこれは関係しているわけですよ。何も予算というか、この、例えばお金は言わなくてもいいんですよ。ただ、改造するからどういうふうに改造されるのかなど。そして、前の話じゃ、CCCの一部負担もとかいうことも言われたからですよ、だから、そういうのはどうなっているのかなということでお尋ねしたわけですよ。だから、全く関係ないことではありません。というふうに思っております。

次に行きます。ここに書いてある中で言えば、使用期間とか使用時間等について、上は365日という意味で下は使用が9時から、開館も9時からになっているんですけども、使用時間が9時から夜9時までで書いてあるわけですよ。前の話では、結局、そういうあけっ放しにしているとメンテナンスができんという話があったわけなんですよ。それは夜中にすると、こう言われたですよ。夜中のうちにですね。でも夜中のうちで、9時から9時までだから、開館中にできんて、夜中にもできんということになるんじゃないですかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと頭痛がしてまいりましたけれども、頭痛に戦いながら答弁したいと思います。

開館というのは、あくまでも利用者に対しての開館で、それが朝9時から夜9時までなんです。ですので、その9時を終えた後というのは、閉館という日本語があります、その中で、閉館内に今まで、例えば燻蒸をやっていたりとか、そういったことを年間分けて行うということにしていますので、そういった意味からすれば、部長が以前何度も答弁しましたとおり、それは分けてすると。今まで1年に1回やるということ、そしてしかも、私が市長に着任するまではたしか10日間ぐらいやっていたんですよ。それはナンセンスだということを常々申し上げて、大分少なくはなったんですけども、今度はさらに閉館時間に行いたいと思っていますので、もう何ら矛盾はしておりません。ですので、日本語を正しくお使いいただきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

だから、開館時間については2項目に書いてあるですよ。 「施設の開館は」とはっきり指定して、開館は9時から9時までとすると、上の第1項目の使用期間、使用時間帯については、使用時間は9時から9時までと書いてあるじゃなかですか。だから、私は開館のことを言っているわけじゃなかですよ。開館イコール使用時間になっているから、これじゃメンテナンスができないんじゃないですかと言っているわけですよ。だから、これはちょっとそういうことで、市長は開館時間を言っているけど、私は使用時間を指定してあるから、これがイコールでは、その後の作業ができんということと言っているだけなんですよ。そういうことです。

だから、そういう意味の質問でありますので、別に開館時間を言っているわけじゃなくて、開館時間と同じく使用時間というのを指定してあるからですよ、使用時間を指定してある間しか使用できんわけでしょう。できるんですか、勝手に。だから、そういうことを言っているんですよ。（発言する者あり）何で、おかしゅうなかでしょうもん。使用時間と開館時間を決めてあって、使用されるのは9時までということではできんとじゃないだろうか。

そいけん、この間のあれと一緒にですよ。この間の歴史資料を除くという話と一緒にですよ。（「何の一緒や」と呼ぶ者あり）資料じゃなくて、その人も含まれるんでしょうと言うたら、いや、それは含まれませんと、こう言うわけでしょう。でも、今度には、資料関係と、こうなっておるわけですよ。だから、こう言いながら、少しずつ少しずつ変わっていくわけですよ。変わっていていますよ。（発言する者あり）ちょっと質問に入ります。

そういうことですので、私の言っている意味は使用時間と開館時間がイコールではメンテナンスができないんじゃないだろうかということと言っているだけです。

そして、次です。次、ここに人員配置計画について、館長が1人、職員17人と、こういうふうに言われ、ここに書いてあるんですけれども、先ほどのお話では、9人ということですよ。だから、今15人よりも人がふえて充実しているのかなと思ったら、9人と。何でここにそしたら9人というのを書かないんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長（「別室に呼んでびしゃっと説明ばせんね」と呼ぶ者あり）

○樋渡市長〔登壇〕

別室に呼んでびしゃっと説明をしたいところであるんですけれども、まず人数の話は後で教育委員会に答弁させますけれども、基本的に施設の運営計画の1ページのところ、第60号議案のところをごらんになられていますよね、宮本議員様、よろしいですかね。

これについては、基本的に使用期間、使用時間等というのは、こういうフォーマットがあ

ります。実際指定管理者に出すときにはこういうフォーマットにありますので、使用時間は午前9時から午後9時までということ、そして、よりわかりやすくするために、当施設を利用して予定している利用者にサービス等ということで、施設開館は365日、午前9時から午後9時までとするというようにわかりやすく言いかえていますので、こういう意味で言うと、使用時間と施設開館というのは同じ話です。要するに、この施設開館と使用時間というのは市民の皆様方が使用する時間であるということで、例えば燻蒸をするて——何ですか宮本議員、何でしょうか、ちょっと答弁させてくださいよ。もうあなたいつもそうなんですよ。

ですので、そういうことからして、要するに、使用期間というのは市民の皆様方の使用時間であると、あるいは開館時間であると、その中で、例えば燻蒸というのは直接市民には関係ない話ですよ、関係ない話です。ですので、市民の皆様方がお使いにならない夜間であるとか、朝早い段階であるとか、そういった時間を活用して、これも燻蒸するということは市民サービスの向上につながりますからね。つながりますので、そういう意味で、複合施設である以上は、それはしなきゃいけないということになりますので、なるべくその市民の皆様さんたちに負担がかからない、ストレスがかからないところでやっていくということなので、これは小学生の方々も御理解をいただくと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

先ほど平野議員の御質問にお答えをしたところでございますけれども、今回、計画書の総括表におきまして、館長、施設責任者を1名と、それから職員につきましては17名ということになっておりますけれども、この内訳、司書の数についてお答えをさせていただきました。9名でございます。そのほか、施設管理全般、あるいはシステム、法務、広報、こういった関係の職員を配置するというところでございますので、トータルの人数につきましてはここに記載をしているとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

教育長にお尋ねします。

CCCが出している事業計画書、総括表、この「管理運営の基本方針」のところで、「公共図書館として武雄市民が知識、情報を得て豊かな生涯を過ごせるように教育委員会の指導のもと、公平、中立な運営を行う」と、ここで言う教育委員会の指導、中身について詳細に御答弁いただきたい。それが1つです。

もう一つ、教育長にお尋ねします。

その下の段の、先ほどもありましたが、人員配置の計画の問題で、これだれが、館長、施

設責任者1名、職員17名となっています。これはここに述べられている18名の職員と書いてありますが、どういう身分の職員でしょうか。この方たち、特に館長、これは備考欄に、公立図書館長経験者兼管理責任者となっていますが、これどういう人材を充てようとされているのか、このこととあわせて、CCCに委託する、その問題とどう違うのか、中身を列記していただきたい。

3つ目に、この間、質疑を聞いていて、私は6月議会の際に質問等でもしてまいりました。特に個人情報審議会に教育長が諮問をされました。それは7月6日日付であります。教育長名です。そして、その答申が7月6日当日、教育長浦郷様に対して会長からの答申書が同じ日付であります。

この件に関しては、翌日の7月7日の新聞を見てびっくりしたのは、市教育委員会に答申とありました。振り返ってみますと、教育委員会が6月の一般質問の中で、教育委員会がこういう個人情報審議会に答申をいたしますということは、教育委員会を代表する教育委員長、あるいは教育長からは一言もありませんでした。ところが一方、ある意味では条例に基づいて、規則に基づいて責任をしょっている教育委員会が何ら質問等についてはほとんどありませんでした。この件に関しては市長が個人情報審議会に答申をしますと、いやもとい、諮問をしますということを申し述べておられました。これ教育委員会でのいわゆる指定管理者の件で、まして条例では指定管理者との条例が可決されたわけですが、この個人情報審議会にかけることについて教育委員会で議題にされたんですか。もしそれをされていたら、その議事録を、資料を出してください。

私は、この間の経過を言いました。特に一般質問の中でも言いましたけど、4月の教育委員会の議事録、5月の教育委員会の議事録、6月の教育委員会の定例会の議事録、これについてちゃんと出すべきだと、市長も言うように、議会が最高の決議機関だと言っています。まして、きょうも一日、資料がないのに検討材料として、私は絶対必要なんです。でも6月議会ですえ出さない。そういう意味では、この間の教育長が答申されているこの個人情報審議会に諮問するための教育委員会の議題になったのかどうか、教育長3点お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく12時になりますけれども、若干審議を続行したいと思います。答弁まで。教育長の答弁まで。浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

教育委員会の指導のもとということでございます。

この図書館の計画は、先ほど質問の中にもありましたように、イノベーションという言葉を使っていいぐらいの大きな改革だというふうに思っております。そういう意味で、公共図書館として書いております基本方針、市民が知識情報を得、豊かな生涯を過ごせるという大きなねらいと同時に、これからの時代にふさわしい図書館というのはどういう方向なのか、

あるいは市民サービスのさらなる向上というのは具体的にどういう方向なのか、それから現在の社会状況、あるいは図書館を取り巻く状況の中で武雄市図書館に求められていること、そういうことを中心として指導を行っていきたいというふうに考えております。

あとの項目については部長から答弁いたします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

2点目の御質問の人員の配置の関係でございますけれども、どのような人材を配置するのかということでございますけれども、私どもこの申請書をいただいているわけですが、この申請書に、表にありますとおり、館長につきましては、公立図書館の館長経験者、管理責任者と、それから職員につきましては、施設管理全般、あるいは図書館司書業務、システム、法務、広報、こういった関係の職員を配置するということでございますので、ここに記載されているとおりでというふうに理解をいたしております。

次に、個人情報保護審議会にかける前に教育委員会にかけたのかという御質問ですが、かけなければならないという規定はございません。したがって、審議会にかけまして、その結果を7月10日の教育委員会に御報告をして、指定管理候補者の選定についての参考意見ということで認識をいただいたということでございます。

それから、前回の6月定例議会の折も、教育委員会の議事録について御質問がございましたけれども、いろいろないきさつがありまして出せなかったというところがございますけれども、私ども教育委員会の議事録につきましては、非公開の会議を除きまして、次の会議で承認を受けた後、速やかにホームページ等に掲載をしているという状況でございますので、いつでもその期間になればいつでもだれでも見れるという状況にいたしておりますので、お知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時3分
再	開	13時20分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ほかに質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

午前に引き続きまして2回目の質問をしますが、教育長にお尋ねですけど、イノベーションの改革と言われてこれからの時代にふさわしいということで、教育委員会の指導のもとCCCとの委託契約の管理運営の基本方針を述べられました。私はこの文書を見て、では、

教育委員会として法律に基づいて地方教育行政に関する組織と運営に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会が市長部局と独立をして紛れもなく地方自治法と、そして、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律ということで明確に図書館は教育委員会の管轄のもとに運営されてきたわけであります。ならば、こういう基本方針を教育委員会の指導のもとと言いながら教育委員会として明確に6月の教育長の方針に明記されなかったんですか。

私は、今回のTSUTAYA、CCCへの委託契約は紛れもなく本当に市長の強権そのものではないかと言わざるを得ません。（発言する者あり）これは6月から指摘してきました。ですから、教育長にお聞きしたいのは（発言する者あり）この地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいてつくられている規則、教育委員会の組織運営、そしてまた、教育行政にかかわるこの法律の受けとめ方を教育長としてどのように受けているのか、認識を聞きたいと思います。お答えください。

2つ目に、部長答弁されましたけど、人員配置計画で18名の人員を配置すると、CCCとの関係についてお尋ねしました中身について記載されているようにと言われましたけれども、その中身の詳細をお尋ねしているんです。御答弁を求めたいと思います。

3つ目の個人情報審議会への諮問と答申の件で、いわゆるこれを担保として個人情報に関する協定書を結んでいくということ、いわゆる個人情報審議会会長の答申でも、いわゆる3つ目に図書館利用情報の適正な管理について、市と指定管理者で個人情報に関する協定書を締結することによって、条例第11条、適正な管理及び条例第12条の委託に伴う措置として適当と認め——もとい、審議結果として盛り込みたいと、運用に当たって厳格な取り扱いが明文化されていることということとされておりますが、このことについて、中身について厳格な取り扱いが明文化というのはどういうことなのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

ただいまの御質問の件ですけれども、地教行法30条、23条、もちろんそういう規定承知しているわけでございます。そういう意味で、教育委員会としてもこの計画を対応してきたところでございます。で、議会の折にも申しましたように、法的な整備はしていないわけでありますが、御存じのとおり、県においても、図書館、文化、スポーツの首長部局への移行ということ、そういう傾向というのは全国的にある考え方かというふうに思います。

それは直接的にそこまで法の改正はしていないわけでありますが、仮に教育委員会としてこれだけの図書館改革をしようと思って教育委員会だけで独立してできるものではございません。これはほかの教育行政でもそうであります。したがって、いわゆる首長部局との緊密な連携の上で教育計画を推進しているというところでございます。

そういう意味で、それぞれの立場は尊重しつつ連携、連絡をとりながら大きな改革として進めているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

2点お答えしたいと思います。

1点目は人員のことについてお問い合わせですけれども、計画書には先ほど答弁したとおりに記載をされておまして、そのように私たちもなるというふうに理解をいたしておりますので、先ほどの答弁と同じであります。

次に、個人情報の関係で御質問であります。

個人情報の関係について、3点目の図書館利用情報の適正な管理につきましては、図書館システムの管理について、市と指定管理者間で個人情報に関する協定書を締結すると。このことによって担保されるというふうなことで御理解をいただいたところでもありますけれども、厳格な取り扱いが明文化されていることということで、ただし書きが記載をされています。これにつきましては、図書館規約を新たにつくりますので、その図書館規約の内容、そういったものをこの協定書の中に織り込んでいくというのがその趣旨でありますので、お答えにかえさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

個人情報の問題で市と指定者と協定書と言われました。この市とはどっちですか、市長部局ですか、教育委員会ですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

本議会に指定管理候補者につきまして議案として提出をさせていただいているわけですが、この議案を議決いただきますと市長が指定管理者として指定をするということになります。あわせて指定管理につきまして協定書を締結するということになりますので、結論から言えば市長が締結をするということになります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。（発言する者あり）24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

教育委員会にお尋ねしますが、教育委員会は、本来は図書館を管轄し管理し、そし

てまた、いわゆる何と申しますか、十分に活用できるようにするためのいろんな専門的な分野だと思っておりますが、今の図書館の現状の中で、私、まずそのことをお尋ねしておきたいと思えます。

市長が盛んに、いわゆる図書館の改造、改築とおかしいですけれども、例えば、広大な職員駐車場があつてということをお尋ねに何回も言っていました。（発言する者あり）ここに書いてあるのはどういうことですか、そういうことですがけれども、今大体、図書館の現在の駐車場の広さ、職員の駐車場の広さがどれくらいありますか、まずそれをお尋ねしたいと思います。それが1点。

2点は、これは市長にお尋ねしたいんですけれども。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

○24番（谷口攝久君）（続）

何度もTSUTAYAに「20万冊の知に出会える場所」と。「20万冊の知」とはどういうことなんですかね。

現在、武雄市の市立図書館にも現実的には19万冊か18万冊の書物があるというふうに僕は聞いていますけれども、その整合性の問題ですけれども、じゃ、20万冊の知ということですが、19万冊武雄市の図書館に、資料館にあるとすれば、わずかあと1万冊の知を、じゃ、TSUTAYAに求めるわけですかね、CCCに。（発言する者あり）そういうふうな例えばですよ、数字だけで言えばそういうふうな感じになるんじゃないかという気がするんですけれども、その点についてお考えを承りたいと思えます。

次に――まだいいですよ、10ばかりありますからじっくりやってください。

それから、第2に次の問題、いわゆる先ほどから答弁を聞いていまして私が気になっているのはですね、確かに図書館の、いわゆる司書さんたちの読書指導とか、そういうレファレンスと申しますか、そういうふうなことについてのいろんな努力が必要だし、それが足りるとか足りないとかで論議があつていましたけれども、現実問題として、例えば、一つの例で、図書館では今度は自動貸し出し機を使うと、そういうことをいわばCCCを、いわゆるTSUTAYAのノウハウを生かしたそういう図書館の運営にしたいと。確かに自動図書貸し出し機はいいんですけれども、じゃ、その自動図書貸し出し機そのものを例えば、充実するときに、じゃ、子どもにとって見てはいけない本まで子どもが借りられるということ、できないことはないんじゃないかという気がするわけですが、現実問題として。（発言する者あり）そういう気がするんですけれども、いや、年齢によっては読めない本もあるわけですよ。（発言する者あり）雑音入れんでくださいよ。例えば、そういうことはどうなんだろうかとお尋ねをしているわけですから、まずその点もお尋ねします。（発言する者あり）答える前に論評は差し控えてくださいよ。

次に、申し上げたいことがございます。

本来は図書館の業務が本当に市民の活動に、例えば、十分でないということを市長は盛んに、教育委員会の、あるいは図書館の努力が足りないようなことをいろんな答弁の中で漏れ聞いております。非常に図書館の司書さんを初め、職員の方々が随分頑張っていることを私たちよく知っています。市長とは図書館でめったに会いません。市長は図書館についても、随分いつもたくさん行っていらっしゃるように思いますが、私が行く時間帯と違うんでしょうかね。（「違う」と呼ぶ者あり）私も人に負けんぐらい図書館を利用していると思っておりますけれども、そういう点からすると、私が申し上げたいのはどういうことかということ、図書館の仕事は、企画展にしても、あるいは資料館の問題にしても一生懸命頑張っているけれども、現実問題としてそういうふうな努力がひとつも足りないような感じで印象を受けますけれども、本当言うと足りないとすれば、私は例えば、図書館の、いわゆる今の本館の機能そのものはそれぞれやっぱり県にも私は決して遜色ないような図書館であり、活動が行われているというふうな理解をしております。足りないかわかりません。しかし、本来足りないのはですね、例えば、合併をした山内、北方そういうところ、それからいわゆる車で来なけりゃ行けないような若木とか武内とか西川登とか、そういう地域の方々の子どもたちに対する、いわゆる学校図書の充実とか、あるいはさらには移動図書館の問題とか、いい例では伊万里の図書館とか、そういうところが連携をしてやってもっておりますけれども、そういうふうなものに対する例えば、そういうやり方の指導とか、あるいは計画の進め方とかということ（発言する者あり）市が姿勢を指摘した上で図書館が努力しなかったとおっしゃるならわかるけれども、何か教育委員会だけが悪いような感じで市長はおっしゃっておりますけれども、しかし、そういう努力そのものを教育委員会もやっていることは事実ですから、それについての考え方をやっぱり聞かんと、なぜTSUTAYAに、CCCと委託を（発言する者あり）委託といいますか、いわゆる指定管理者制度を導入してまで図書館の体質を変えにゃいかんかということに問題があるんじゃないかなろうかという気もするものですから、あえてその点をお尋ねしているわけです。

それから次に、実際に経費の削減といってもですよ、先ほど、私が最初聞いたときは何かCCCが、今私もTSUTAYAの、いわゆるビデオを借りるメンバーの一人ではありますけれども、現実問題として私が図書館から図書を借りても、例えば、図書館に行けないときは市役所のポストに入れるとか、そういう形で活用させてもらっています。しかし、現実問題として言えば、私きょう初めて聞いたのは郵便料金は市民、借りた本人が負担せにゃいかんということですから、そんならあんまり大したこと、プラスになるメリットないなと気が一面したわけですが、そういうものを含めて、いわゆる貸し出すときのそういう問題と、返ってきたときに、先ほど指摘もあっておりましたように、例えば、図書の貸し出しの場合は必ずですよ、一応私たちもちろんきちんとした袋に入れて返すとかそういう努力をしています

けれども、現実問題として例えば、汚れたり、汚損したり破損したりした場合のことは、ただ返ってきたからといって、それが返本になったということだけにはならんわけですよ。本当の意味で、そういうふうな問題もクリアしていかんや問題があると思いますけれども、そういう点についての努力を今していないのかどうか。私は本当にそういう努力が足りんで、しかもなおかつ市民の、あるいは本を求める、読みたい人のニーズに応えられんからこういうふうにしたというんなら話別ですけども、そういう点に問題があるような気がします。

それから、非常に肝心な問題が1つあります。これは質問で一番大きな問題だと思いますけれども、じゃ、CCCと、いわゆる受託契約を結ばれるTSUTAYAと、そのこと自体を私はあえて問題としているわけじゃございません。（発言する者あり）ただ大事なものは（発言する者あり）何を聞いているんだ。後まで聞きなさい。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かにしてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

後まで聞いてから言いなさい。（発言する者あり）失礼な。（発言する者あり）これが議案なんですよ（発言する者あり）大事な問題ですよ。

私が言うのはですね、問題はこういう議案を出すまでの経過に大きな問題があると思うんですよ。教育委員会が所管するものを、例えば、条例を改正して市長が判断してできるような形になった。（発言する者あり）そのことでも問題が1つあるわけですけども、その前に、例えば、本当に市民の、教育委員会が広く会議を起こして、そういう問題について市民に訴えをやはり聞いて、そしてどうしてもそれをしたい場合には、TSUTAYAに委託をしなきゃいかんという問題になるとすれば、（発言する者あり）TSUTAYAに契約をしたとか、ところが、TSUTAYAがそういうノウハウがあるかどうかの問題は今度次に出てまいります。（発言する者あり）そういったような問題も出てくるということをこの際指摘をして御回答を求めた上で自分で判断をしなきゃいかんと、こういうふうに思っているわけです。

それからもう1点は……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

6月議会とダブった質問が出ておりますけれども、今回は指定管理者……

[24番「ちょっと待ってくださいよ」]

指定管理者を、CCCに指定管理をするという議案ですので、そこら付近を重立って質問をお願いしたいと思います。

[24番「そうですよ」]（発言する者あり）

[24番「しますよ」]

議員は質問の通告もされていないので、あんまし一遍にされたら執行部の答弁も戸惑いま

すので、ある程度区切って（発言する者あり）してください。

〔24番「いいや」〕

これは私がお願いしているんです。

〔24番「議長の取り扱いが悪いけん言いよつとですよ」〕

議員ちょっと聞いてくださいよ。私がお願いしているんですよ。

〔24番「何を言っているんですか」〕

執行部の答弁もこれだけ数を並べられたら大変だと思いますよ。ですから、ある程度区切ってお願いしたいと思います。（発言する者あり）

〔24番「議案の問題だ」〕

議案ですよ、議案に対しての質疑をお願いしたいと思います。

〔24番「まあとにかくですね」〕

はい、続けてください。（発言する者あり）議案に対する質疑をお願いします。（発言する者あり）

○24番（谷口攝久君）（続）

いやいや3回までしかありませんので、あとね、あと5項目で済みますからしばらく聞いて（発言する者あり）あなたに言われることないよ。（発言する者あり）何で。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに（発言する者あり）静かにしてください。（発言する者あり）ちょっと私語を慎んでください。

〔24番「項目を1、2、3、4と上げて言っているわけですから」〕

そういった野次に応酬はしないでください。私とやりとりしてください。（発言する者あり）

〔24番「うるさいですね」〕（発言する者あり）

静かに。そいけんとめよっじゃなかですか。（「ちゃんとした質疑をさせんからこうなるんです。質疑がないじゃないですか」「ほんなごとさい」「自分の意見じゃないですか、質疑じゃないぞ」と呼ぶ者あり）そうでしょう。議員からもそういう指摘があつておりますので議案に対する質疑を求めます。（発言する者あり）

○24番（谷口攝久君）（続）

じゃ、とりあえずまずそういう点について1つずつお答えをいただきたい。

それから、再質問します。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長、市長、質疑もダブっていますので、簡潔にお願いします。（発言する者あり）

○樋渡市長〔登壇〕

いや、武雄市議会というのはいいところですね、もう何でもありですね、通告もなくして思いつきで質問をされる。何でもありというのはよくわかりましたよ。

で、実際これ議案に関係ないのがほとんどですけれども、答えられる範囲で答えていきたいと思います。

まず、一番最初が「20万冊の知」ということがありましたけれども、これはさきの6月議会でも答弁したとおりなんですけれども、もともと何というんですかね、外に出しているのが8万冊強なんです。ですが、今度は閉架部分ではいつも可能な限り出していこうと。そして、プラス1万冊を加えて20万冊にすると。しかも、これはCCCが選ぶのではなくて選書委員。そして、先ほど答弁しましたし、あした新聞に載るかもしれませんが、広く国民から武雄市の図書館に置くべき本を募ろうと思っていますので、そういう意味で言うと本を全て可能な限りやっぱり表に出したいと。閉架じゃなくて出したいという気持ちから「20万冊の知」ということを私から申し上げました。

それと、見てはいけない本をどうするんだという本は、見てはいけない本は図書館には置きません。公序良俗の中で置くのは当たり前ですので、見てはいけない本をどうするんだということ自体、質問としては全部ナンセンスですけど、これはさらにナンセンスです。

で、努力が足りないなんて私は一言も言っていません。（「そうそう」と呼ぶ者あり）これは一生懸命、教育委員会だって図書館だってやっていますよ。やった上で公務員としてここまで無理だから、じゃあ、CCCにお願いをしようと言っているんで、これ以上させたらね、それこそパワハラですよ。ですので、そういう意味では教育委員会はそこはよく御理解してもらっていると思います。

郵便返却についても努力が足りないとかという話じゃなくて、広くやっぱり返したいけれども、なかなか返す場所がないという方々がいらっしゃいます。例えば、公民館でも貸し出しはできるんですけど、例えば、若木で公民館といっても、例えば、川内とか菅牟田とか、そこに行くまでがやっぱり大変なんです。ですので、郵便ポストだったらあるじゃないですか、近くに。しかも、それも妥当な値段設定にしますよ。返すのに1,000円とかそんなぼったくり郵便局みたいなことしませんよ。郵便局はぼったくりじゃないですよ。ですので、それは御懸念には及びません。ですので、サービスにはやっぱりそれは何というか、負担を伴うというのは当たり前、資本主義社会で当たり前の話ですので、その分は適正価格に応じてそれをのっかっていきたい。むしろ図書館に本を返す、あるいは市役所に返す、公民館に返す分はもちろん今までどおり無料です。しかし、先ほど申し上げたように、プラスアルファの価値のサービスには、それは費用負担が伴うでしょうと言っていること。それで、しかもコンビニで返すということになれば、例えば、牟田議員とか松尾陽輔議員の若木ではファミリーマートありますもんね。ファミリーマートで24時間、365日返せるということになれば、これ格段に地域住民の福祉の維持、向上につながります。これと努力が足りないというのを並べると自体が努力が足りないと思います。

それと、経緯の問題についてる触れましたけど、ここは経緯をもう述べるようなところ

ではありません。あくまでも今般の議案に対してこれが是か非かということでありますので、それはやっぱりベテランなんですからしっかりやってください。

以上です。

〔24番「みんな答弁してください、教育委員会も」〕

〔市長「しましたよ、全部」〕（発言する者あり）

〔24番「答弁してください」〕

〔市長「全部しました。答弁終了です」〕

〔24番「教育委員会も終わったですか」〕

〔市長「はい。全部しましたよ。6項目全部しました」〕

○議長（杉原豊喜君）

答弁いいですね。（発言する者あり）はい。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）教育委員会答弁ありますか。（「いえいえ」と呼ぶ者あり）今市長が答えた分ですか。（発言する者あり）はい。今、市長が答えたそうなので、ほかに質疑ございませんか。

〔24番「大事なところを答えていないじゃないですか」〕（「なし」と呼ぶ者あり）

何をですか、答弁。（発言する者あり）24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

広大な職員駐車場というふうなことをおっしゃっていましたが、それについては何坪あって、どうなんですかと聞いているわけですよ。答えられていないわけです。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

〔24番「教育委員会に聞いているんです」〕

○樋渡市長〔登壇〕

すみません。ちょっとそれは私の答弁漏れです。伏しておわびしたいと思います。ちょっとメモで駐車場と書いたつもりが、ちょっと手が震えて読めませんでしたので、それは申しわけないと思っています。

広大な駐車場というのは、私は言ったつもりは1回もありません。それは議事録をぜひ精査していただきたいと思います。

駐車場については、職員駐車場がそのバックヤードにあって、恐らくとめられるのは七、八台かな、何台だけ。（「20台」と呼ぶ者あり）20台とめられます。20台とめられた上で、議員御存じじゃないと思いますけれども、結構切り返しの部分とかやっぱりあるんですね。そういう意味で、ちょっとどっかで広大な駐車場と言った記憶があったかなと思いますので、そういう意味では私自身としてはそれを職員に、何というんですかね、占用させるのではなくて、その駐車場があるとするならば、それは広く市民の皆さんたちに開放したいという思

いで、オプションの一つとして、選択肢の一つとしてそこに建物が建てられないかなということ、を6月議会で申し述べたということに相なります。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今のは回数のカウントにないですね。（発言する者あり）私が言うとは、こういうことなんです。これ市長が言った覚えがないとおっしゃっていますけれども、

〔市長「さっき言うたかもしれんと言うたじゃないですか」〕

言うたかもしれんと。5月20日、私のメモには5月20日と書いてありますので。私もその発言を聞いた後、図書館に参りまして、本当にそういう広いところは普通ならば十分活用すべきじゃないかという気がしました。ところが、あの後ろのほうは、いわゆる浄化槽がありますからその上に何も建物は建てられんし、車を置いてもいかん場所だったと。そうすると現実的に正味もう七、八台しか入らんと。後ろのあいている場所を見たら、いわゆる古書籍図書文化財の収蔵庫があって、そこから万一のときに搬出できるように広い余地を残さなきゃいかんという場所があったと。そうするとですよ、せいぜい10台以下しか入らん駐車場が、市長が言う広大な駐車場と、広大とまで言わなくても、そういう言い回しで、例えば、十分に図書館活用されていないような言い方をされるのはですね、ためにせんがための発言のような気がしてどうしようもなかったわけですよ。では、それはいいでしょう、とにかく言い間違いもあるんですから、それは結構ですよ。

ですけれども、私が申し上げるのはですね、閉架的な書物等については確かに文化資料とか、あるいは歴史資料等についても十分措置をせんといかんけれども、所管そのものが教育委員会の所管であって、今度CCCとの契約を結ぶ中にあるものは図書館、いわゆる歴史資料館的なものについては除くということになっています。それは当然ですね。それはコストがかかってですよ、いわゆる利益にならん分野です、それは確かにですね。ですけれども、問題が大事なのはあの場所は図書館というよりも歴史資料館、蘭学館というものが歴史的な背景をもってあの場所につくられたということは十分御存じだと思うんですよ。御存じないとすればもっと調べてからそういうことを言ってほしいと私は思いますけれども、そういうふうな状況の中で、教育委員会は十分そのことを承知の上でそういうふうな委託契約を本来は教育委員会が持っている権限ですよ、それを市長に、いわゆる条例案としては市長がそれを実施できるような形に改正になりましたけれども、そういう手順というのがだんだんだんだん狭まってきているような感じがしてどうしようもないんです。

しかし、私が申し上げておるのは、この中で問題があるのが幾つかありました。で、自動図書貸し出し機の問題については、また後で機会が、あと3回目の質問がありますからもう一遍しますけれども、郵送のことも今聞きました。図書館のサービス向上の問題、あるいは

予約のサービスの問題、それから利用者へのアンケート、それから意見等取り入れる問題、確かにこういう問題については、やはりTSUTAYAじゃなくとも本当の意味でのそういう活動は通常図書館の活動としてやるべきことだと思いますので、あえて9つの具体的なサービスということにはならんのではないかという気がするわけですよ。

問題はですね、図書館・歴史資料館の運営はTSUTAYAが、TSUTAYAっておかしいですね、貸し出しも歴史資料についてはやらないわけですから、そういうことはやらないとすれば、じゃ、図書館・歴史資料館の地位という立場とか、図書館・資料館におけるそういう役割というのはどこまでどういうふうに強化されるわけですか。図書館と分離することによって実質的にはもっと価値が上がるわけですか、そういうところをお尋ねしておきたいと思うわけですよ。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

基本的に未来志向といえますか、今の図書館・歴史資料館もいいけれども、さらによくするために何ができるかと。これじゃ直営でやるのは非常に厳しいんじゃないかという5年間の思いを踏まえて、5年、6年の思いを踏まえて今度契約しようとしているわけでございます。そういう意味で、そういうことを基本に置きますと、さらによりよい市民サービスというのをいろんなことで発展させる可能性、それから、今まであんまり図書館に足が向かなかった方が足を向けてもらわないかという、そういう非常に大きな期待というようなものも含めまして、こういう形で進めているわけでございます。

歴史資料館につきましては、先ほど話がありましたように、最低限の調査、研究と展示と保存とこの3点が曲がりなりに確保されているわけでありまして。さらにスペースの問題、広いスペースを望まれたこともありますけれども、そういう形で機能としてあるわけで、それを保障しているわけでありまして、今の方向で進めたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

回答が十分じゃないからあえてお尋ねします。これで最後にしますから。

○議長（杉原豊喜君）

はい、質疑をしてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

私申し上げているのはですよ、今教育長は最低限の歴史資料館としてのあれができるように保障されているというけど、どこに最低限度のことを書いてあるんですか。例えば、私申し上げているのは、市長がおっしゃったとあえて言いませんけれども、いわゆるブログです

ね、ある町の町長さんが、歴史資料館に来た。歴史資料館は今度は何かラジオの放送局になるとか（発言する者あり）というふうなブログが書かれているのをちょっと見ましたよ。本当にそういうことがですね、

〔市長「あんまいやん」〕

いわゆる今の歴史資料館そのものがですよ、中身が変わってくるとすれば随分これは大きなことだなという気がするからあえてお尋ねをしているわけですよ。（発言する者あり）だから、歴史資料館の運営とか、そういうものを除くというならいいんですけども、それは実際問題としてそれにかかるコストというのを今後十分考えていかにやいかんし、より充実した歴史資料館にしていかなと、今、複合施設としての活動がされているから、そういう今活動が行われているわけですよ。ところが、現実問題としてそういうことがあるから……

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、歴史資料館は今外れていると、指定管理にはならないわけですよ。今回は指定管理に委託する部分の審議をお願いしておりますので。

〔24番「だから、その審議をしているわけじゃないですか」〕

違うでしょうもん、それは何も（発言する者あり）それは指定管理には入らないということですので。

○24番（谷口攝久君）（続）

資料館の管理運営の中であれを移して、そこの横にですね、例えば、じゃ、いわゆる何とつか、お茶を飲む場所をすとかなんとかという、そういうふうな設計委託の問題が出てくるから関係があるわけです。

○議長（杉原豊喜君）

ある程度ルールがございますので、こじつけこじつけの質問やったらですね、みんな……

〔24番「関係あるわけですから」〕（発言する者あり）

切りがないわけですよ。（発言する者あり）質問をお願いします。質問お願いします。

（「でたらめ過ぎ」と呼ぶ者あり）

○24番（谷口攝久君）（続）

最後に申し上げます。私がお尋ねしたいのは、例えば、よその町長さんまでがブログで書いて、武雄の歴史資料館とか蘭学館というのはですよ……

〔19番「そいは関係なからうが」〕

いやいや、そういうふうな形の中で、（発言する者あり）TSUTAYAの契約するCCCとの関係の中で、何かこう変わってさま変わりしているんじゃないかということまで、あえてブログでよその町長さんまで書くような状況に何で武雄がそういうふうにならぬかという気がするもんだから、そこらもあえてお尋ねしているわけですよ。（発言する者あり）見ていないということでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

いえいえ、まだまだそこまでは全然話進んでいないでしょう。（発言する者あり）話進んでいませんよ。

〔24番「先行しているじゃないですか」〕（発言する者あり）

何かちょっとその話を聞いたぐらいでぼんぼんぼんと出して。

〔24番「まあいいですよ」〕

はい。

○24番（谷口攝久君）（続）

その点はいいですよ。討論で。（発言する者あり）

〔23番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員（「でたらめ過ぎやん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○23番（黒岩幸生君）

私この前からですね、前、6月議会ですか、条例審議をしたんです、そのときから不思議でならんのがいつも、今も言われたんですよね。条例改正をしてまでも市長ができるように権限を変えたと、今も何回も言われているんですよ。これはやっぱり答弁でちゃんと言うとかなければですね、6条によれば市長ができるとなっているんですよ。他の町村を見ればそこに教育委員会と書いて併記しているのがあります。武雄市は18年3月1日にできているんでしょう。我々が来る前ですよ。6条は確かに市長としか書いていない。だから、市長しか議会提案できないんです、決めることはね。そういう順序をいかにも市長が条例を変えて、条例を変えるというのは運用のところを変えているんでしょう、この前変えたのは。それが図書館に載っていなかったから、あのままではだめだから指定管理者入れられないからということで我々条例改正したんですよね。しかし、それを市長が権限でできるように変えたと今も何回も言われるんですよ。議長、ここをちゃんと精査してください。

○議長（杉原豊喜君）

はい、ただいまの議事進行、また、24番議員の質問に対して明確な執行部からの答弁を求めたいと思います。（発言する者あり）樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

谷口議員ともあろう方がこれをちょっと見過ごしているとは思えないんで、これは悪意ある僕はプロパガンダと思っております。というのは、確かにね、これは条例の組み方で黒岩議員がおっしゃるとおり、5条等に市長はというふうに書いてあるんですね、市長はて。これは前からもそう書いてあります。で、一方で今回指定管理者の規定を入れて、あとの13条のところでは教育委員会所管の公の施設への適用ということを書いていますのは、この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第5条まで及び第7

条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは市長規則になりますけど、これは「教育委員会規則」と読みかえるというふうになっているんですね。ですので、ここは条例は全体を読まなきゃ条例を読んだことになりませんので、一部だけを見た、僕は悪意ある間違いだと思っています。これを単に勘違いだとすると、これは議員の資格が僕はないと思っています。

どっちにしても、これを悪意のプロパガンダにしても、読み間違い——読み間違いはまあいいんですけども、僕はこれをもってね、市長の権限が拡大したとかということを言い募るやからとは僕は決別したいと思いますね。

〔24番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）

何か私が悪意ある発言とおっしゃいますけどね、そういうふうな市長と私話す気せんようになりましたね、（発言する者あり）実際問題としては。そういうふうな問題がですよ、議長として、市長が選ばれた人なら私たちも選ばれた議員ですよ。何回もそういう話が出てくるんですよ。本当にトップとしての発言には、私はそういう発言はふさわしくないとあえて言いませんから、議長がそれは注意してください。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

品位を持って答弁をしていただくよう、冷静に答弁をしていただくよう申し入れはしておきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）本案に対する（発言する者あり）24番議員、動議は取り消しですね、今の動議はなしですね。はい。（発言する者あり）

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。25番平野議員（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、第60号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたします。

図書館法第1条は、その目的を次のように規定しております。社会教育法に基づき

国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。この目的のもとに公共図書館の使命を具体的に次のように明示しております。その第1は、幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。さらにあらゆる段階で正規の教育のもとに個人及び自主的な教育を支援する。3番目には、個人の創造的な発展のための機会を提供する。青少年の創造力と創造性に刺激を与える。文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新について理解を促進する。あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。口述による伝承の援助をする。容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できる技能の発展を促す。あらゆる年齢層の人たちのための識字活動とその計画を援助しかつそれに参加し、必要があればこうした活動を発展させる。全国の3,083施設の公立図書館、1,658施設の大学図書館、この中に武雄市図書館・歴史資料館も入っているわけですがけれども、図書館法で定められている目的や、先ほど言いました使命に基づいて日々努力をされていることは当然であります。

総務省自治行政局が通知した指定管理者制度の運用について、そこでは指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効率的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度であり、としております。この指摘からして、5月4日に市長とCCCが結んだ基本合意の中で市民価値を高めるとした9項目、これは6月議会でも論議をここでされたところでもありますけれども、その中の雑誌販売の導入や映画、音楽の導入、文具販売の導入、カフェダイニングの導入、Tカード、Tポイントの導入、9つの市民的価値を高めるとした中で以上の5点については営利事業であり、本来の行政サービスとは異質のものだと考える次第であります。総務省が指摘している公の施設の設置の目的を効果的に達成するとした立場から、今回のCCCを指定管理者とする提案は逸脱していると指摘せざるを得ません。

日本図書館協議会は公立図書館への指定管理者制度の適用は適切でないと。その理由を司書集団の専門性の蓄積、所蔵資料のコレクション形成は図書館運営にとって極めて重要なことですがけれども、これは一貫した方針のもとで継続して実施することにより実現できるとしてしております。現在の武雄市図書館も司書の雇用形態は1年契約の5年を限度としておりますけれども、これも極めて不安定な状態でありますけれども、指定管理者制度を導入したものとしてもその期間は5年です。CCCが提出した事業計画書を見ますと、その組織及び職員の項、このページを見ますと館長1名、スーパーバイザー、危機管理、経理、法務、広報、各1名、図書館部門担当者、館長以下17名、うち、図書館司書9名、先ほどの質疑でも明らかになったところであります。

この図書館司書に関しては明らかに現在の配置からしても減少するわけではありますがけれども、一方で365日、午前9時から午後9時まで開館する。このCCCの職員の勤務については、週休2日、1カ月平均20日の勤務となっております。図書館機能の充実という点からして司書集団の専門性の蓄積が果たして可能かどうか疑問であります。

次に、図書館・歴史資料館という社会教育施設の場合に営利事業を持ち込むことは公立図書館について、さらに目的についても反するのではないかと指摘せざるを得ません。特にTカードの発行、Tポイントの付与について、自動貸し出し機の利用者にはTポイントを付与すると。先ほどの質疑でも図書館司書9名に減るわけですけれども、司書業務が減るわけですけれども、それは自動貸し出し機で実施すると答弁されました。そうすると司書本来のレファレンス業務が低下するのではないかと物理的に考えてもそう指摘をせざるを得ませんし、危惧されるところであります。保護者の了解を得て子どもたちにもTカード、Tポイントが付与される、答弁されましたけれども、図書館法の目的から見て、図書館の使命から見ても図書館の中での営業活動は認められない、こういう立場であります。

以上のことを指摘して60号議案には反対する次第であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

第60号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さきの反対者の反対意見の中で、ちょっと焦点が何で反対なのかちょっと見えない部分がありましたけれども（発言する者あり）いいえ、ちょっとわかりにくかったですけれども、今回、図書館の指定管理者の件では、ただ私にも数多くの意見が寄せられました。その中で私も議案の賛否を問うためには、まずは百聞は一見にしかずということで、今月2日、3日に日比谷図書館、さらには千代田区図書館、さらにはCCCの直営である代官山蔦屋書店に視察をさせていただき、目で見て肌で感じたことを話をさせていただきながら、さきの議案質疑の中では運営費の問題、さらには経費の課題、さらには個人情報の取り扱い、施設の具体的な運営等議論を踏まえて、結論から申し上げますと、指定管理者をされている千代田区図書館の館長からは来館者も急増し、市民の皆さんからは非常に喜んでいただいておりますとの話を受けたところでございます。また、来館者にも直接私も尋ねをさせていただきました。その中で、公立図書館も非常によかったと。ただ、それ以上に今回の委託によって開館日の増加、さらには開館時間の延長、蔵書によるレファレンス、質の向上等で図書館がより身近に感じられましたという現に来館者からの声をいただいたところでございます。そういった中で、まさにこれがMY図書館ではないだろうかということで、肌で、また目で感じて帰ってきたところでございます。

また、TSUTAYAの方とも話をする機会がございまして、その中で今からの図書館は本を選ぶだけではなく、本を楽しむ空間をつくり提供をしたいという話もございました。また、複合施設としての郷土資料や歴史資料館など相互に補完する分野においては連携し

レファレンス機能、質の向上や専門的知識を互いに活用するなど、図書館施設としてのサービス機能の一段の向上と、これに関しては、また市民の皆さんへの価値の高い図書館を提供するために今後いろんな市民の皆さんの声を聞いて、また取り入れながら図書館運営に努めていきたいということも意見交換をさせていただいたところでございます。

そういった中で私自身、運営費、また経費の問題、さらには個人情報の取り扱い、先ほど質疑もありました。問題なしという回答も得たところでございますけれども、また、施設の具体的な運営、さらには図書館に対する市民ニーズを踏まえ、今後10年、20年後の図書館のありようを考えたときに本議案に賛成するものであり、議員皆さんの御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第60号議案について反対の討論を申し上げます。

質疑を通して私は今回のTSUTAYA、CCCへの委託は反対であります。

その第1の理由は、先ほど賛成討論もありましたが、まさに5月4日、市長が東京で記者会見をして、初めて市民にとっては図書館問題が表に出てまいりました。まして6月議会、私はこの問題、図書館問題を質問したときに基本合意書の提出を求めましたら情報が漏れるからと市長は言われました。こんな市長の態度認められるのでしょうか。（発言する者あり）紛れもなく先ほどの討論がありましたが、市民の合意を経ていない今回のCCC、蔦屋書店への委託は私は大反対であります。

2つ目には平野議員の反対討論にもありましたように、図書館法に基づいて図書館が設置をされ運営されてまいりました。しかし、今回大問題になっているのは図書履歴の問題であります。私は個人情報に関する協定書を今後結ぶと言われておりますが、年齢、性別、地域で、市民の図書館を利用する図書履歴が本当に守られるのでしょうか。この点考えますと、本当に公の図書館として行政が、また教育委員会が取り組まなければならないのは市民の秘密を守ることであります。

私はそうした立場で、今回の60号、CCCとの委託契約、今後進めていくことに反対を申し上げ、討論にかえるものであります。

〔市長「何でも反対」〕

〔25番「何でもじゃないよ」〕

〔市長「何でも反対」〕

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場で討論いたします。

皆さん方で、日本で一番大きい小売業、最大の小売業何だかわかりますか、わかりますよね、セブンイレブンです。セブンイレブンが小売業の中で一番大きい。日本に初めてセブンイレブンが来たときに、やっぱり名前のおり7時から11時までだったんですね。でも、皆さん方御存じのおり、今セブンイレブンは24時間であります。ニーズが変わっているんですね、どんどん。24時間でも成り立つ。そして、前のこれは3月議会だったですかね、吉川議員が質問された、例えば、消防団の職業、昔は1次産業従事者が8割占めていた。今は2割もない。変わってきているんですよ。だから、図書館のニーズ、いろんな公共サービスのニーズというのは日々変わっている。そして、年々変わっていつている。そういう中で、市役所、公共団体はどうやって地域の公共サービスを上げていくかというのを一生懸命考えられている。

図書館が一番全国にふえた時期は高度経済成長時代、その前まではほとんどなかった。昭和40年代、50年代で地域の地方公共団体の図書館はぐっとふえました。そのときは何でか、高度経済成長時代、税収も多い、景気もいい、そういう時代でした。その後、バブルが終わって1990年代、失われた90年と言います。そのときに出てきたのが民活という言葉でした。やっぱり税収が減ってくる中、少しでも民間の活力を使おうというのが民活でした。

で、2000年代、21世紀に入って、その後2007年でしたか、指定管理者法というのができました。それも一種の民活であります。2000年に入ってなかなか税収がふえない、政府の借金はふえる、市民ニーズはふえる、そういう中でいかにして知恵を絞って市民サービスを向上させていくかの結果の一つが今度の指定管理者であります。

さっき言いました1990年、日産自動車は大変きつかった。日産自動車その後打ってきたコマーシャルは覚えていらっしゃるでしょうか、「変わらなきゃ」というコマーシャルを使われていたんですね。2000年に入って日産自動車どういうコマーシャルかと、「変わらなきゃも変わらなきゃ」と言っていたんですよ。で、今カルロス・ゴーン頑張っ、ことしか、物すごい収益を上げていた。やっぱり変わっていかなくゃいけないんですね。これは行政がやんなきゃいけない、あれは公共しかいけないという固定観念から少しずつ変わってきて、やっぱりこれは民活、あえて昔の言葉を言います。民活という活力を使ったほうがより市民のサービスの向上に当たるんじゃないかというところを行政は一生懸命考えてやらなくゃいけない。9時から9時、そして365日、行政でやれば2億3,200万、委託に出せば1億1,000万、その差が1億2,000万、その差を市民の福祉サービスに充てられている。図書館が聖域なのか、いろんなところに聖域があります。いろんなところに聖域がある中、行政は年々減ってくる、例えば、ごめんなさいね、話ちょっと飛びますけど、国保もそうですね、破綻しようとしているから何とかしなくゃいけない。いろんな部分も何とかしなくゃいけないという結果がこれだと思えます。

あとは簡単に言います。行政サービスを何とかしようという、そして、少ない金額、そして、効率的な行動でやろうと思うのが今度の結果だと思います。皆さん方の賛同をお願いします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私は第60号議案に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

図書館の施設内で書籍や雑誌、文具等などの販売、CD、DVDの有料レンタルや販売、飲食の提供等であります。地域の書店等に対して民業圧迫につながるのではないかと。図書館だけが充実をしても、地元の書店等がだめになってしまえば本当の地域の発展とは言えないのではないかと。官から民の動きは進んでいくものと思われませんが、自治体は図書館と地元書店等の共存をしっかりと考えた上で検討する必要があるのではないかとということで、この60号議案に対して反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

行政のミッションは最少の経費で最大の効果を上げることです。これは執行部だけではなくて我々議会も第一に重きを置いて判断をしていかなければならないわけですが、今この図書館、これまでオープンをして12年になりますけれども、樋渡市長が就任をされて、平成20年にこの図書館の活用状況はピークになりました。それ以来、飽和状態になって、今現在ではその活用状況も右肩下がりになっている。そういう状況の中で、今回の民間活力を導入することに対しては大賛成であります。

で、今CCCのほうから提案をされておりますさまざまな改革の提案がっております。今現在8万冊が開架をされておりますけれども、これを20万冊まで広げていく。そしてまた、保守管理については、CCCが責任を持ってさらにコストダウンを進めていく。そしてまた、自動貸し出し機を導入して、ハイテク機を導入することによって職員の皆さん、司書の皆さんの軽減を図って、さらにサービスを深めていく。そしてまた、それを導入することによってプライバシーも守れる。こういう状況の中にあります。

そしてまた、新たな試みとして飲食のサービス、これについても先ほど民業圧迫、物品販売については民業圧迫というふうな話があるわけですが、民間の地元のお店にあるような商品を並べて販売するわけがありません。特別なものを市民の皆さんに提供をしていくということですので、これは全く民業圧迫にはつながらない。そういう状況の中で、この図書館についても大きく規制を緩和することによって市民価値の向上をするべき

だというふうに思っております。

財政、財源の面からもいろいろありますけれども、とにかく行政は最少の経費で最大の効果を上げる。それを市民サービスに振り向けるということでありますので、今回のCCCの指定に関しましては、民間の指定管理者に関しましては賛成といたします。良識ある議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は本議案について反対の立場をとらせていただきます。

図書館・歴史資料館の問題が市民の中で話題になりましたのは、市長が東京で記者会見をされた後でございます。本当に市民のための図書館、そういうものであればやはりもっと図書館協議会含め図書館を利用する方々、そしてまた、教育委員会を含めたそういうふうなところと十分に論議をして、その上でそういう図書館の問題をそういうふうな契約等については考えていくべきじゃなかったろうかということが、まず前提としてございます。

市長が契約をした後で合意書といたしますか、そういう後で、実は東京の記者会見、それからまた、佐賀での記者会見の後で実際問題として話題としてそういうのが出てきたと。その間に教育委員会に対して本当にそういう問題については、何で教育委員会のほうでその問題についてはどういう論議があったのかということについて、実は図書館を考える会とか、そういう図書館問題で一生懸命努力した方々が教育委員会に問いかけをされたときに、その時点ではまだ教育委員会としては承知をしていなかったという感じの報告を受けたとお聞きしております。その間の経緯は別といたしましても本当に市民のための図書館であれば、例えば、私がここで申し上げたいのは、いわゆるCCCといたしますか、TSUTAYAという書店が悪い書店であるとか、いろいろ問題がある書店だということはもう一切考えておりません。すばらしいところだと思っています。ただ、それは民間の書店としてはすばらしいと思うんですけれども、図書館として果たして機能をする場合にそれが適切かどうかの問題については、いろいろ論があるところだという気がいたします。

私も実際はTポイントカードの利用者でもありますし、そういう意味ではですね、いろんな意味で本当に便利なもんだなということを感じます。しかし、事図書館という問題になりますと、これは図書館を持つ使命そのものがやはり業務委託の契約に、いわゆるなじまない施設だという考え方を私は持っているからでございます。

本当に子どもたちにとっても、あるいは市民にとっても、いわゆる知と、そして、そういう文化を共有する場所でもございますし、享受する場所でもあるわけです。今までのような考え方から変えて、あるいは新しい時代の図書館の考え方をおっしゃる方もございますけれども、私は図書館に行ったときに、例えば、図書館は静かにしましょう、そしてまた、入り

口には、図書館の本を借りる場所には、図書館では飲み食いを一切やめましょうということを書き添えてあります。意識的に書いてあるんじゃないで、そういうものがマナーだということ、そういうときから本を読むことだけじゃなくて、そういったようなものもこの教育の一つとして、いわゆる公衆の場所、そういう場所ではどうするかということのマナー、あるいは静かに本を読んでいる人、あるいは文書をひもといている人、そういう方の邪魔にならないで、しかも、自分もしっかり勉強できるようにするための、そういう図書館として武雄の市立図書館というものはみんなに愛されて活用されてきました。

もう一つは、今問題として出ておりますように、県立宇宙科学館、武雄の、いわゆる図書館・歴史資料館の問題の中で、私は今こそ図書館・歴史資料館という感じで表現されていますけれども、武雄市図書館・歴史資料館という「・」がついてなっていますから、本来はあの図書館はですね、いわゆる県立の歴史資料館を武雄の文化の中でぜひ取り入れたいということで、武雄市に県立歴史資料館を誘致するという運動を市民が市民運動として起こしまして、武雄が佐賀県の、あるいは日本の夜明けをつくった大きな力を持った、頑張った歴史があるんだということをふるさとに対する一つのいわば誇りとして、そういう図書館・歴史資料館の中でそれを活用していこうということで歴史資料館の運動をしました。しかし、武雄市に県立の歴史資料館を何百億もかけてつくろうということが決定したんですけれども、現実問題としてはいろいろな運動の中で佐賀にもつくることがあって、その後、県立の宇宙科学館を武雄につくるということで、いわゆる武雄としては図書館・歴史資料館は自前でつくろうと、そのために県も協力しようということになって、いわゆる複合施設であるところの蘭学館と市立図書館が併用して複合施設として現在つくられて活用されているという歴史的な経過がございます。

そういう問題の中で、この今度の図書館そのものを民間に委託するという格好の中で、そういう形で例えば、CCCの契約の中で歴史資料館、いわゆる蘭学館そのものは管轄外でございますけれども、現実問題としてあの蘭学館の施設なり、図書館の施設をそのものが、例えば、いわゆる飲食を伴う、あるいはそういうふうな開かれた空間、それは一つの民間の団体ではいいかわかりませんが、公の施設としてふさわしくないような形で、かたどられていくということについては非常に私は残念であるし、そういう歴史的な経過を踏まえて、しかも、あの歴史資料館とか歴史的な、非常に今閉架されておりますけれども、いろんなものを複合施設として活用して市民の誇りとして、そして、多くの方々に活用されてきた図書館が何で悪いのかということについては私はあえて申し上げたいわけがございます。

そういう意味からも、私は今回の歴史資料館、いわゆる図書館をCCCとの業務提携によって民間にそういう、何と申しますか、管理委託をするということについては、賛成できないと思っております。

同時に大切なのは、やはり武雄市は非常にもう何と申しますか、厳しい、そして、つらい、

(発言する者あり) 静かに聞きなさい。つらい思い出があるんですよ。あの戦時中です。武雄のまちの方々が一生懸命みんな勉強するとき、何だ、警察に呼ばれて留置所から出てきて特高、あるいはそういうところによって、いわゆるマルクス、エンゲルスとか、あるいは左翼がかった本を読んだというだけで4人もの人が警察に拘留されたという、それが図書館で読んだ本が漏れたことによって行ったという極めてつらい事実があります。

そういう状況の中で、武雄の市民の中には図書館、何の本を読んだかということは非常に個人の大きな情報なんです。そういう情報の、いわば漏えいという問題が今度のですよ、いわゆる民間の契約の中でTカードによって、それがなるとすれば大変なことだということが市民の心の中に入っているわけですよ。そのとき生まれていなかった市長がそういう問題を取り上げたということですよ。私はそう思っております。

いずれにいたしましても、私はこの問題については市民の本当の意見をみんなで聞いて、そして、そういうふうな気持ちの中で本当に図書館を愛し、そして、図書館をしながらみんな健やかに頑張ってきた子どもたち、それは図書館がすばらしい図書館だったからできたと思うんですよ。

確かにより多く、もっとすばらしくということは夢は大変です、大切だと思います。しかし、管理委託等によってそれが飛躍的によくなるものとは私は到底考えられません。そしてまた、あえてそういう管理費を払って、今度予算に後で出てきますけれども、例えば、5億円の予算を債務負担行為です。これは次の論議で出てきますけれども、そういう状況の中であえて財政の節減には私はなるとは決して思いません。

そういう意味では、ぜひひとつこの問題については、市民の本当の心の底の気持ちを酌んでもらって私は反対する皆さんに御賛同をいただきたいと、こういうふうに思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

賛成討論をいたしたいと思います。

昔から石橋をたたいて渡るとい言葉をよく聞きます。先ほどの論議が本当に石橋をたたく論議だったのか、あるいはまた、石橋をたたいた人は二度とその橋は渡らないという話があるんですね。渡らないために石橋が危ないですよ、危ないですよという人もいます。そうだったと思いませんけれども、今まで谷口議員とは何回となく病院以来、論議しておりましたけれども、私今回ほどがっくりきたのはないんですね。これを思って思ったのが、先ほど座って思ったのが、ちょうどガリレオガリレイ、ニコラウスですか、天動説、地動説を唱えた人は本当にすばらしかったと今思うんですね。市長が新しいことをするときには必ず妨害が入る。

〔「市長「必ず入ります」〕

新聞か何かでやられます。それはそれでいいことなんですよ、市長。

〔市長「そうですか」〕

必ずいいこと、歴史がちゃんと証明しますからね。そういうことをまざまざ感じたんですね。歴史じゃないけど、次の議案が61号議案ですか、先ほど、名指ししますけど、谷口議員さん、あるいはまた江原議員さんが市長は勝手に合意したような話をされてましたね。議会に出てくる議案というのは皆さんどういふ議案が出てきますか、建設請負の契約ですね、これは既に契約をして印紙を打ったものが出てくるんですよ、我々の議会に違うんですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）ただし書き書いてありますよね。ただし、議会の議決を経なければ効果がないと書いてありますよ。市長が一生懸命あっちこっちに、5月4日の話さんざんされますけれども、私は大いに言ってほしい、いろんな話を持ってきてほしい。そのとき三夜待じゃないんですからね、こういう話がありましたよ、だめですよ。やはりしっかりした裏づけをもって、そういうものを持って我々に提示していただく。それを私がいつも思っていますけれども、私はもちろん住民の代表と思っていますよ。その我々がいいか悪いかの可否判断をする。

今度、実は図書館の問題で、私、質問書が来ましたので、回答出しました。もし万一指定管理者のCCCが逃げたときはどういふ責任をとるかと書いてあります。そういう文言だったんです。ここにありますが、見てください。私は全責任とりますと書いてありますよ。当然のことですからね、議決権者として思っております。

本論に入っていきたいと思いますが、指定管理者制度の意義について、これは吉川議員も、あるいはまた牟田議員も申されたとおりでございますけれども、議員の皆さん方、既に御案内と思うんですね、議員であればこういう考えが絶対必要だと思うのは、実は平成15年6月13日ですよ、公布されたのは。安倍内閣のときぐらいですかね、自民党政府ですね。自民党政府は先ほど牟田議員言われる、いろんなこの右肩上がりから下がってきたときに何を考えたか、これは民間活力の提唱ですよ。つまりこう書いてありますよ、その意義は今日の多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減、この2つが目的とされている。

私最初に5点についてここで質問をいたしてまいりました。それでも明らかなように、執行部による今回の提案はですね、指定管理者制度の意義にもありますように住民サービス向上や経費の削減、まさに合致していると思ひ、賛成できるものでございます。

だから、指定管理者制度を利用して繰り返しますけれども、365日運営をする、4時間延長する、そうすることによって経費も大幅に削減できるという話がございました。

討論でございますので、ここで具体的に言うておきますけれども、人件費の削減が3,500万円、そしてまた、光熱水費が1,700万円、私は委託費を計算しておりませんでしたので、

吉川議員とは少しずれたんですね。委託費まで契約すれば1億2,000万円の削減につながると、これは紛れもない貴重な武雄市民の皆さん方の税金なんです。やり方によってできればやろうというのが、平成15年6月された、言われた指定管理者制度なんですね。公は太り過ぎて、やはり民間活力を利用しようと、まさにそれに合致するものだと思っております。

市民の皆さん方に貴重な税金を効率よく使うのが我々議員の責任であるし、目付役だと日ごろから思っているところがございます。

悪く言えばですね、うちの市長はそういうことないですけども、珍しいこと、やりたいことはいっぱいありますよ、為政者はね。今の政府だってそうじゃないですか。ばらまきと言われるぐらい何かをしています。それをチェックするのが我々議会の役目だと思っております。

また、先ほど質疑をしましたけれども、開館日数をふやしたり開館時間を延長したりして、これは住民サービスの大幅な向上であることは誰でも認めるどころ、経費削減であることを認めてくれますね。これが先ほど質疑しましたように、佐賀市で取り上げられた。佐賀新聞に取り上げられたところによると、こういう武雄でやっているようなサービスを我々は直営でやれるということを実証しましょうとなっているんですよ。できるかもしれません。私の頭では考え切らないですけどね。これが全国にテレビで流されておりますので、佐賀市とこれから競争なんです。笑われないようにしたいと思っております。つまり指定管理者制度を導入しなくても直営で今言うたような状況ができるのか、経費を上げたらですね、金を上げたらできますよ、経費削減してまでも今のような状況ができるのかということなんです、これは佐賀市とこれから競争だと思っております。

それから、今回は余り触れられなかったんですけども、2008年6月3日、文部科学委員会で実は6月議会では反対討論の材料として使われたものですけども、渡海大臣、当時の文部科学大臣ですね。この方は指定管理者制度を推進しているんですよ。推進している。これまでのようなやり方では、これは民主党の上村さんですか、その方の質問に答えられたんですけども、平成17年で1.8%しかないということで難しいんですよ。だから、これまでのようなやり方では指定管理者制度への移行がなかなか進まない、難しいとおっしゃった。じゃ、どこが問題点かと言われますと、これは松尾初秋議員も質問されておりましたけれども、長期的視野に立った運営が難しいというんですよ、指定管理者であれば3年から5年ということで、だから10年もあるんじゃないかという話をなされました。あるいはまた、職員の研修期間の確保や後継者の育成が難しいと。だから、渡海大臣はですね、いいですか、こういう長期的視野、あるいは職員の研修期間の確保や後継者の育成ができれば、することによってそういう不安を払拭することによってぜひとも指定管理者制度は導入すべきだとうたってあります。2008年6月3日の文教科学委員会です。皆さんネットで調べられますので、調べてみてください。

さらに個人情報については、これもさっきTカードで言われましたけれども、正式に個人情報、新聞に載っておりましたね。弁護士の方ですよ、市個人情報保護審議会の会長さんが松尾弘志弁護士さんですね、この方がおっしゃったことは審議会は収集する統計データを個人を特定しない情報で問題なく、貸し出しに伴うポイント付与のための情報提供も本人同意があれば構わないとなっている。本人同意を最初にとればいいんですよということなんですね。（発言する者あり）何か問題あつですか、石丸議員。討論でやってください。

だから、Tカードを選択した場合、これも問題ありましたね。これ6月議会から私ずうっと主張したとおりです。カードについては後に回しますけれども、つまり個人情報も何ら問題ないという話がなされております。

武雄市はモニターを導入しました。これから大きく変わっていくと思うんですよ。

IT行政推進特別委員会を反対もありましたけどね、つくらせていただきました。ITを駆使した武雄市議会をこれからつくっていこうという気構えを持っております。そうすればカード問題ですけれども、Suicaの話、6月しましたね、先ほども質疑でもしました。武雄市のSuicaをつくって、それを個人で持つという考え方が今後出ていくんですよ。そうしなきゃならないと思うですね。そのSuicaに、例えば、医療カード、これは和歌山県では、和歌山市では医療カードを付与されているんですね、あるいはまた、これをSOSカードにする。これは調べてください。熊本県人吉市ではキーホルダーに個人ナンバーを書いているんです。

なぜ私がここまで神経を使うかといいますと、皆さんに前にも言ったように、私の心臓がとまったんですよ、造影剤を入れて心臓検査した後、20分後に脈拍が低下していった瞬間ですけれども、とまって私は顔真っ青になって、そのときに、嬉野医療センターで調べてもらったら結構です。造影剤の拒否反応を起こしてですね、それまで知りませんでした。何回も造影剤を打っておりましたのでね。しかし、造影剤は拒否反応を起こすんだということは今後絶対、頭を打つてもなんしても、私が口で話し切らなくても、それを見たとき造影剤を打ってもらおうと困るんですよ。そういう医療カード、あるいはそういう保護カードを持っていく時代が今来ている、ITの使い方によってはそこまでできる時代が来ているんですよ。ぜひともTSUTAYAのTカードもそれにのせていこうというのが考え方なんですね。もちろん、これには給油カード、これバイパスにありましたね、Tポイントもらえますという給油カードあったでしょう、これカード使えるんですよ。そういうふうに1つのカードにできていく。そうすればキャッシュレス時代ですね、これは質疑でも言いましたように、今は造幣局が失業とまでは言いませんけど、そういう時代になってきている、キャッシュレス時代でね。そういう時代を、先端に行く我々武雄市議会はちゃんと見とかなければならないと思っているところでございます。

先ほど、石橋をたたいて渡るとい話ししましたけれども、何で私がこれ何遍でも言うか

といいますと、病院問題のとき皆さん覚えておられると思うですけども、私なんかひどい目に遭いましたよ、選挙妨害で。よく上がったなと今思いますけれども、この前、平野議員さんから教えてもらって、ああいうときはちゃんと告訴すればいいそうですね。今度ああいうときがあったら必ずやりますけれども、本題はそこじゃないんです。公的医療がなくなるという話をさんざん私言われたんですよ。だから、今民間委託になったんですから、これまでの3年ですか、間に公的医療がなくなった分を私に教えていただきたい。（発言する者あり）あるいはまた市長にね、この分がなくなったじゃないで、追及しなければだめですよ。

（発言する者あり）うん、あなたが言うたですか。

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。私語。

○23番（黒岩幸生君）（続）

平野議員さんがそう言うたですかね、違うでしょう（発言する者あり）二人とも出とってください。

○議長（杉原豊喜君）

応酬しないでください。

○23番（黒岩幸生君）（続）

だから、平野議員に今度言いますけどね、じゃね。

なぜ病院を安く売ると言われたんですね。あれ議決したからなんですよ。市長は提案をした。時価の2分の1——時価で売りたいか、時価というのは評価額の2分の1だと、時価で売りたいと病院だからね。それ議会にかけられた。市長は決める権限ないですよ。失礼ですけどね。我々がそれでいいと決めた。それが裁判にかけられた。ここまでまだまだまだまだ500言うて我慢しますけれども、今後問題にしますけど、一番腹立っているのは、今営業権で争われているでしょう。初めから営業権で争えば弁護士費用が莫大に安かったのになかろうかと、こういうふうにもっとるんですよ。これはそのうち問題にしたいと思います。

話がずれましたけれども、新しいことをするには必ず妨害とは言いません、松尾議員さんね、あなたは宗教に詳しいから聞きますけど、人間には三障四魔、必ずあるなど。市長さん、三障四魔があるときは正しいことらしいです。3つの障害、必ず誰かが邪魔をする。4つの魔、自分の心がやめようかなと。先ほども私討論やめようかなと思うたんですけどね、大ベテランがせろと言んさったけん今しよつですけどね。大体向こうの番やったとですよ。話はそれましたけれども、そういうふうにもう少し——あっ、もう一つ言うとかないかならないのは、これは私より上田議員が詳しいと思いますけれども、これからIT社会になっていくですね、だから、武雄市民みんなに全く不安がなくて、与えることはできない。車と一緒にすよ、交通事故があるかもしれないけど、便利だから使ったらどうですかと、運転を練習しますね、飛行機も一緒ですよ、落ちるかもわからん、落ちたら死にますよね。それでも便利

だからそっちへ行くんです。ITも一緒だと思うんです。

市民サービスも、だから、全てが絶対間違いないと、少ないと。だから、そこはひとつ選択制にしてよりよいサービスをして武雄市民の皆さん方に本当の幸せを持ってくると、そういう議会でありたいし、今後とも政争のまちと言われぬように、議論は大いにいいと思いますけれども、そういう議会であらんことをお祈りいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第60号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、10分程度休憩をいたします。

休	憩	14時49分
再	開	15時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 第61号議案

日程第5. 第61号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第61号議案 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書2ページでございます。

これにつきましては、本年6月定例会におきまして用地購入の予算の議決をいただいております。今般、若木町本部ダムに隣接する当該用地を事業用地として（発言する者あり）武雄市土地開発公社から買い戻しを行うに当たり、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

面積は3筆合計で2万1,377平方メートル、取得金額は1億3,052万9,999円となっております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第61号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

公社からの財産取得はいいと思いますけれども、その財産を取得した後、武雄市になした後の、例えば、今、話があります太陽光発電村をつくるとかなんとかいう話がありますけれども、これは結局買ったのは簿価で買ったわけですね。簿価で買ったのはいいですけれども、もうどっちみち太陽光発電村をどうしてもつくりたいということであれば、もう相手方は金出してまで買わんでいいよといったら、もうただでやっても、私は太陽光の発電村をつくるべきじゃないかと思うわけです。

なぜか。あれ武雄市が名義上、持っている以上は、もう何十年、未来永劫固定資産税入りません。しかし、あれをやることによって、ひょっとしたら固定資産税が入ってきたら、もうけになる可能性だって、市長が死んだときにはもうもうけとつかもわかりません。そういうふうなのを考えたら、その辺のところについて行政のほうとしてどういうふうにご考慮されるのか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私が死ぬまでにちゃんと考えたいと思います。

いずれにいたしましても、議員がおっしゃるとおりで、そこを塩漬けにしているのは本当にいいのかどうかという議論がありますので、まず原則は売る、次の原則は貸す、そして、どうしてもだめな場合は無償で提供して、固定資産税等で取り戻すということで、その順を追ってまた考えたいと思いますので、またよきアドバイスをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、要はメガソーラーの候補地として、今回武雄市が買い上げるというような状況だと思いますけれども、今回、20年間借り上げも確定いたしましたし、いろんな電力会社ももう早急に設置をという話もあちこちから聞いております。現に、今、候補地としての企業の引き合いがあっているのかどうか、その辺が答弁できれば確認をさせていただきたいと思いますが。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ここは正確に申し上げたいと思います。

メガソーラー事業者提案書受け付けに関しては、今、10社12事業ございます。数がずれて

いるのは、例えば2つの会社で事業進出型とリース型の2つ出ていますので、現時点で10社12事業ございます。

今後のスケジュールでございますけれども、23日にちょっと書類審査で10社を5社程度に絞ろうと思っております。それで、23日にヒアリング審査を行って、26日に審査結果を私を含む部長会に報告いただいて、27日金曜日、審査結果を通知したいと思っております。できれば、8月初旬に事業提携協定の締結まで進めていきたいと思っております。

これについては工事が必要となります。これ決まりますれば、年内に工事着工を行います。そして、来年の2月、3月に九州電力系等の接続に入って売電開始を直ちに行いたいと、このようにスピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第62号議案

日程第6. 第62号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第62号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど御審議をお願いいたしました指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定と図書館利用者の利便性向上のための図書館・歴史資料館の施設改修及び6月24日以降の梅雨前線豪雨による被害に対し、早急に対応するため所要の経費をお願いするものでご

ざいます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条のとおり、歳出予算に係る補正をお願いいたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、3ページの第2表のとおり、平成25年度から29年度までの武雄市図書館・歴史資料館の指定管理料について、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

それでは、歳出について御説明申し上げます。

補正予算説明書(2)ページをごらんください。

10款. 教育費、5項. 社会教育費では図書館・歴史資料館の改修に伴う設計委託料をお願いいたしております。11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費では農地及び農業用施設災害の査定設計書作成に要する経費をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第62号議案に対する質疑を開始いたします。平野議員より質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

予算説明書の(2)ページですね。1,000万円の図書館・歴史資料館改修工事設計業務委託料、この件に関しては資料を出してくれと、11日の議会運営委員会でも要求していました。普通、設計業務委託料で総事業費の何%ぐらいを想定するのか、あるいは、これが決まったらすぐに指名競争入札か何か始まるわけでしょう、現地設計とかね。そこら辺のこともありまして、この1,000万円の設計業務委託料、総工事費、市長が一般質問でも、あるいはその5月20日の市民説明会のときでも、どういう工事をしたいのかという概略的なことはありましたよね。一体どのくらい考えとるんですか、この1,000万円の設計業務委託料の背景にある総工事費というのは。この備考に書いてあるでしょう、図書館・歴史資料館改修工事設計業務委託料とありますので、答弁をお願いしたいと。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

一般的に建築工事の設計委託料につきましては、4%ないし5%というふうになっておりますので、今回につきましても、そのようなパーセンテージを考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

5%と見て、一般的に5%と見るというのはいろいろ聞いておりますけれども、5%で見

ているというのであれば、約2億円超しますよね。2億円かけた大改修工事というか、まだ建ってから開館して13年目に入りましたですかね。どこをどういうふうに工事するんですか、あれ。そういうことも想定した上でのこの設計業務委託料でしょう。答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、この1,000万円については、大体ルールに基づいて1,000万円ということになっています。これは議員御案内のとおりなんですけれども、実際にじゃあどこをどうするかということについては、私はこれ再三申し上げますけれども、9月議会に所要の予算を計上いたしますので、その際に微に入り細に入り、また御説明をいたしたいと、このように思っておりますので、現段階でそれをお尋ねになるということは、僕はナンセンスだと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

よく市長は私に対してナンセンスな質問だと言いますけれども、中身がわからないんですよ、1,000万円の委託料、これつかみでしょう、ここに出てくるのは。

市長は6月の一般質問でも、あるいは5月20日の図書館での説明会のときでも、例えばコンクリートから人へじゃなくて、コンクリートから本へということで2階のコンクリート部分を全部うっばずすという話をしましたね。そして、カフェの部分をこういうふうにしていきたいと、そのときにも2億5,000万円という数字は出ていますよ、新聞でも報道されていますよね。だから、2億5,000万円というのは、市長が一番最初に説明した数字、大方の数字ですよ、それに沿っての4%あるいは5%の設計業務委託料でやっているのと、つかみと言いましたけれどもね。そういった背景が出てこないと、それは9月の補正予算でやると言っておられますけれども、9月というのはもうあと何日もないわけでしょう。

もう一つは図書館のあり方の問題ですけれども、20万冊の書架、ほとんどのところが1フロアですよ。2階部分のコンクリートを外したら、そこを書架にすると。そうすると、子どもたちとか、高齢者とか、障害を持っている人たち、もちろんエレベーターはあそこについていますけれども、どうしてそこに20万冊の書架を並べるのかと、本当に利用者本位の考え方なのかという疑問がわくんですよ。

ですから、例えば、これはもう市長御存じでしょうけれども、子ども向けの書架の高さというのは135センチメートルというふうに、大体平均的につくられていますね、自由に本がとれるように、あるいは一般的には145センチメートル、大人が自由に本がとれるようにと、いろんな利用者本位の図書館というのはあちこちで見えました。

そういう立場から見ますと、コンクリートから本へという市長の考え方、そして、9月に補正予算を出すと言っていますけれども、その前提としての1,000万円の設計業務委託料ですから、そこら辺の図書館のイメージと、そして、利用者本位の改修工事になっていくのかどうか、この答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

全くナンセンスですね。私、再三申し上げているとおり、例えば議員とか、私たちがこういうふうな図書館にしたいというのは一言も言っていないんですよ。それよりも、私は8月に大規模なアンケートをとりますというふうに申し上げています。そして、求めがあれば説明会にも応じますと言っていますし、現に公式、非公式にいろんな要請があります。それについては、いろんな御意見を踏まえた上で、その市民の御意見を最大限踏まえた上で新しい図書館というふうに言っているわけですよ。

ですので、私が今、こういうふうに思っているとか、CCCと打ち合わせしていますよ。していますけれども、それよりも大事なのは市民のお考えなんですよ。だから、順を追って、せいては事をし損じるということがあるじゃないですか。だから、十分夏休み期間にいろんな意見をアンケートを踏まえて聞いた上で9月議会に計上していくということが、これはいろんな市民もそういうふうに願っていると思いますよ。私がここで、こういうふうな図書館にしたいというよりも、いやそれはワンマン図書館になるとまた言われますからね。それよりも、みんなの図書館にしましょうよ。だから、私は自分の思いは求められていましたので、集会ではいろいろ言いました。だけど、これは金科玉条ではありません。ありませんが、実際、今回は予算を立てなきゃいけないということで、1,000万円を立てたということですので、議論はきょう議決されましたので、そこからスタートだということを思っていますので、余りもう後ろ向きな議論はやめましょう、ね、お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対しまして谷口議員外2名から修正の動議が提出されました。谷口議員から提出されました修正の動議は2人以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたします。

修正案配付のため暫時休憩をいたします。

休	憩	15時15分
再	開	15時17分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

修正案の説明を求めます。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

法の規定に基づいて修正案を出させていただきました。

説明をいたします。

お手元の説明書のとおり、第2条 債務負担行為の補正の、「債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。」というところを抹消いたします。

そして、2ページ、教育費の中で社会教育費の1,000万円を減額いたしまして、予備費も1,000万円を減額し、それぞれ数字を合わせてございます。

また、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理料、この5年間で5億5,000万円を債務負担行為をするということの、いわゆる債務負担行為補正が行われておりますけれども、これも全額削除いたします。

以上でもって数字上の説明を終わります。

あえて、この修正案を出しましたのは、図書館・資料館の問題も極めて大事な問題でございます。しかし、同時に、今回の豪雨の災害によりまして、市民の方々に随分負担をおかけしていると、その財源的な措置と、その復旧のための予算というのも大事な予算でございます。2つの予算が一緒に出まして、いずれにしても、いずれをとるかという問題も出てまいりますし、同時に、こういう問題については、やはり図書館・歴史資料館の管理委託の問題と、このいわゆる災害復旧の問題と、予算を分離して2つ出してあれば、非常に明快に判断ができるということでございますので、あえてこのことを考えまして修正案をお出しいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

修正案に対する質疑を開始いたします。

〔23番「議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

議長はどのように諮られるかということをお伺いしておきたいんですけど、今言われたのは、ほかの予算が非常に大事だと言われたですね、災害関連で。しかし、御案内だと思いますけれども、それはもう本人は十二分に知っておられると思うんですね。しかし、これに賛同

される方が恐らくおられると思いますので、ちゃんとしっかり言うときたいのは、まず修正案というのはなぜ出されるかということですよ。10のうち9つはいいけど、1つは悪いと、だから、これは反対せざるを得ないというから出すんですよ、その1つを外してくれと。もし、それが認められなかった場合は、それに賛成した人はみんな反対になるということとはちゃんとわかっていますよね、議長、そのようにとられますよね。

というのは、結局、部分的賛成はできないということなんです、私が言っているのは、部分的賛成はできない。だから、後日、今、どういう意味で言われたかようわかりませんが、後日、谷口議員おっしゃるように、おまえ災害に反対したやないかというときに修正案を出しとけば、あのとき修正案が通らなかったから反対したんですよという形にはなりませんよね。しかし、これを出しといて、これがもし否決された場合、もうなくなったらうちは賛成するという話じゃないですよ、されませんですよ。そこを議長、確認しておきたいんです。

もう一回言いますが、修正案を出すということは、これが通ればもちろんいいですよ、通れば別にされます。通らなかった場合は、本案に反対とならざるを得んのですよね。そうしなければ、ちゃんと会議規則にうたってありますけれども、案件の一部について賛成、他の分に反対表明はできないとなっているんですね。とにかく、谷口議員はわかり過ぎて言っておられると思いますけれども、そういうことがないように、議長は議事進行をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行については、23番黒岩議員が言われるとおりでと思います。

ここのあれについては、大変難しい面もございます。谷口議員から修正動議が提出されると、その中で反対される方がいらっしゃったら、一事不再議になるんじゃないかということも申しました。しかし、地方自治法では一事不再議にはならないけれども、議員の倫理上はどうかということもございます、倫理上どうかと。

〔23番「倫理上はできないですよ」〕

一事不再議には当たらないけれどもどうかと、（発言する者あり）また修正動議も（発言する者あり）皆さん方も先輩議員ですので、御存じとは思いますが。修正に関しては一部修正なんですよ。修正にも限度があるわけですよ、すべて削除として、そいけん、これだけの修正が果して妥当なものか、そこら付近も私もちょっと地方自治法には触れないと思えますけれども、妥当なものか、ちょっと判断に苦しみますけれども、黒岩議員が言われるのも考慮しなきゃいけない点だと思っております。

〔25番「もうちょっと議長、はっきり言わな、ぐずぐず言わんで、何を考慮するんですか」〕

今、何を精査するんですかって、考慮すると言ったでしょう。考慮というのは考えなきゃ

いけないということですよ。

〔23番「それはないと思いますよ」〕

私もそういうことがないのを祈っております。いいですか。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そうなければ修正案出せないんですよ。それはあなたわかっていらっしゃると思うから、あなたに聞かなかったんですね。ただ、蛇足で聞いたんですね、心配して。そういうことがあったら困りますよということですよ。あなたはそういうことしないでしょ。しかし、そうされたら武雄市が笑いもんになりますからね、事前にとめたんですよ。

だから、それが通らなければ、10のうち1つ悪いから反対せざるを得んと、全部をね、1つあれば、1つ毒があるから、だから、その毒を外してくださいというために修正動議を出すんですよ。賛成されるのであれば、この1つが悪いですよと賛成討論で言えばいいわけですから、賛成できないから修正動議を出すんですよ。だから、修正動議が通らなくても、その修正、賛成したとは当然反対になるんでしょと、あなたはわかっていらっしゃるんですけども、議長さん、そういうことは皆さんに周知徹底してくださいよと言ったんですから、わかっているそうですからいいです。

○議長（杉原豊喜君）

いいですか。

〔24番「私はいいですよ」〕

質疑をとどめます。（発言する者あり）すみません。（発言する者あり）

先ほどの議事進行を踏まえてですけど、とらえようによっては条件つきともなりかねない点もございますので、そこら付近は議員の判断で。

〔25番「議長、議事進行」〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

先ほど考慮しますと議長言いましたよね。執行部が提案した、提出した議案に対して議員が賛成の立場に立つのか、反対の立場に立つのかっていうのは最大限の権利でもあるし、保障せないかんですよ、でしょう。ですから、質疑、修正案が出された、それに対する討論もありますよね、あるいは原案に対する討論もありますよね。何を議長は考慮するんですか。あくまでも修正案に対して賛成する人もおるだろうし、反対する人もおるだろうし、議員それぞれがこの議案について、市民の立場に立ってどうなのかということを経験の基準にして態度を決めるわけですから、だから、議長が先ほど黒岩議員の議事進行の中で、考慮すると言われた中身を説明していただきたい。

○議長（杉原豊喜君）

あなたが言っているのは間違っていますよ。私が考慮しますって、考慮してくださいと私言いましたよ。

その言われたあれは、議事進行ですから私が答えていいわけですね。

〔23番「議長」〕（発言する者あり）

○23番（黒岩幸生君）

私が議事進行で言ったのは、提案者に聞いてもいいんですよ。提案者はわかっておられるんです。私が聞いたのは、ここじゃ反対しとって、これが通らなかつたら賛成したということが出来るんかって、ちょっと聞いたもんですからね、それはできないですよと、これちゃんと言うとかんぎんいかんですよと、そうしなければなぜ修正案を出したかという話にこなりますよということですよ。なぜ修正案を出されたんですかというのは、この一部があるから全体は賛成できないから出されたんでしょうと言いますよとですよ。そこは聞けないですから、質疑じゃないですから、だから、これを議長に聞いているんですよ。

平たく聞けば、10のうちあとのは災害賛成できるけれども、ちょっと触れられましたね、あなたね、触れていかんことを、賛成できるけれども、これができないから修正案出しましたと言われましたから、これが入るとる予算に反対できないという意味ですよと聞いているんですよ。それ言えないから議長に聞いているだけですよね。そうせんと、修正案に賛成の人おらんもん、されたらおかしいもん。という取り計らいをですから考慮してくださいといいと思うんですよ。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

わかりました。ただいまの議事進行については、もう議員おのおのが御理解いただいているものと思いますので、皆さんの判断をしての表決をお願いしたいと思います。

修正案に対する討論を求めます。討論ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの谷口議員が出された修正案に反対をいたしたいと思います。

1つの大きな理由は、先ほど私、賛成討論の中で申し上げましたように、やはり吉川議員おっしゃいますように、少ない経費で最大限の効果を上げる、これは我々議会の責任だと思うんですよ。そういうことから、これを外すんじゃなくて、むしろ、これは賛成するように持っていくべきだと思うのが1つですね。

もう一つは、この修正案を出すことによって、これにもし賛成をした場合は、あとのいろんな予算、災害の予算、地元の崖が崩れている、そういう予算にも反対しなければならないようになるということを酌みますので、こういうその修正案は出すべきではなくて、あえて言うならば賛成討論の中で、この災害があつて非常に武雄市民が苦しがつっていると、そういう非常にいい予算であるけれども、言うてもらいたくないですよ、T S U T A Y A問題については、自分はこの際反対ですね、この部分については反対であるという表明をすべきであ

って、修正案を出すということは原案に反対になりかねないという大変な問題でございますので、これは直ちに取り下げのべきだということで反対をいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

修正案について採決を行います。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、第62号議案の原案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第62号議案の原案について採決を行います。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第63号議案

日程第7. 第63号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第63号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、市長提案説明のとおり、7月13日以降の九州北部豪雨による被害に対し、早急に対応するため所要の経費をお願いするものです。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に2,500万円を追加し、補正後の総額を218億9,280万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、被災した市道等の土砂撤去などの応急対策、公共土木施設や農地、農業用施設の災害復旧等で緊急を要する設計委託料等の経費をお願いいたしております。

なお、詳細につきましては補正予算書及び別紙第63号議案資料のとおりでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第63号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第63号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成24年7月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 15時34分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 山 口 等

〃 議 員 山 口 良 広

〃 議 員 平 野 邦 夫

会 議 録 調 製 者 筒 井 孝 一